

第 6 2 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 第 1 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町立寺前小学校大規模改造工事請負契約締結事項変更の件）
- 第 2 号議案 神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定の件
- 第 3 号議案 神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件
- 第 4 号議案 神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例制定の件
- 第 5 号議案 神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件
- 第 6 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件
- 第 7 号議案 神河町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定の件
- 第 8 号議案 神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 号議案 神河町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 10 号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 11 号議案 神河町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 12 号議案 神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 13 号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 14 号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 15 号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 16 号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 17 号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 18 号議案 神河町児童センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 19 号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 20 号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 第 2 1 号議案 姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結の件
- 第 2 2 号議案 神河町公の施設（神河町観光交流センター）の指定管理者指定の件
- 第 2 3 号議案 神河町公の施設（新田ふるさと村）の指定管理者指定の件
- 第 2 4 号議案 神河町公の施設（神崎いこいの村グリーンエコ笠形）の指定管理者指定の件
- 第 2 5 号議案 神河町公の施設（神河町グリーンエコ笠形体育施設）の指定管理者指定の件
- 第 2 6 号議案 神河町公の施設（神河町農村環境改善センター）の指定管理者指定の件
- 第 2 7 号議案 神河町公の施設（神崎木工芸センターかんざきピノキオ館）の指定管理者指定の件
- 第 2 8 号議案 神河町公の施設（神崎農村公園ヨーデルの森）の指定管理者指定の件
- 第 2 9 号議案 神河町公の施設（神河町水車公園）の指定管理者指定の件
- 第 3 0 号議案 神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件
- 第 3 1 号議案 神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件
- 第 3 2 号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
- 第 3 3 号議案 神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約締結事項の変更の件
- 第 3 4 号議案 平成 2 6 年度神河町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 3 5 号議案 平成 2 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 6 号議案 平成 2 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 7 号議案 平成 2 6 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 8 号議案 平成 2 6 年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 9 号議案 平成 2 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 0 号議案 平成 2 6 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 1 号議案 平成 2 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 2 号議案 平成 2 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 3 号議案 平成 2 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 4 号議案 平成 2 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 4 5 号議案 平成 2 7 年度神河町一般会計予算
- 第 4 6 号議案 平成 2 7 年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
- 第 4 7 号議案 平成 2 7 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 8 号議案 平成 2 7 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 4 9 号議案 平成 2 7 年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第 5 0 号議案 平成 2 7 年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第 5 1 号議案 平成 2 7 年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算

第 5 2 号議案	平成 2 7 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第 5 3 号議案	平成 2 7 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第 5 4 号議案	平成 2 7 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第 5 5 号議案	平成 2 7 年度神河町水道事業会計予算
第 5 6 号議案	平成 2 7 年度神河町下水道事業会計予算
第 5 7 号議案	平成 2 7 年度公立神崎総合病院事業会計予算
第 5 8 号議案	平成 2 6 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）
承認 第 1 号	神河町子ども・子育て支援事業計画及び神河町次世代育成支援対策推 進行動計画策定の件
承認 第 2 号	神河町高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画策定の件
承認 第 3 号	神河町第 4 期障害福祉計画策定の件
承認 第 4 号	神河町新型インフルエンザ等対策行動計画策定の件
○議会提出議案	
推薦 第 1 号	神河町農業委員会委員の推薦について
発議 第 1 号	神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

神河町告示第15号

第62回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月26日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成27年3月3日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

宮 永 肇

藤 原 資 広

廣 納 良 幸

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

藤 森 正 晴

安 部 重 助

○応招しなかった議員

な し

平成27年 第62回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成27年 3月 3日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成27年 3月 3日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 推薦第1号 神河町農業委員会委員の推薦について
- 日程第5 第1号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町立寺前小学校大規模改造工事請負契約締結事項変更の件）
- 日程第6 第2号議案 神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定の件
- 日程第7 第3号議案 神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件
- 第4号議案 神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例制定の件
- 日程第8 第5号議案 神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件
- 日程第9 第6号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件
- 第7号議案 神河町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定の件
- 第8号議案 神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第9号議案 神河町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第10号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第11号議案 神河町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第12号議案 神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第13号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第14号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第15号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第16号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

- 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第18号議案 神河町児童センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第19 第19号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第20 第20号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第21 第21号議案 姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結の件
- 日程第22 第22号議案 神河町公の施設（神河町観光交流センター）の指定管理者指定の件
- 第23号議案 神河町公の施設（新田ふるさと村）の指定管理者指定の件
- 第24号議案 神河町公の施設（神崎いこいの村グリーンエコー笠形）の指定管理者指定の件
- 第25号議案 神河町公の施設（神河町グリーンエコー笠形体育施設）の指定管理者指定の件
- 第26号議案 神河町公の施設（神河町農村環境改善センター）の指定管理者指定の件
- 第27号議案 神河町公の施設（神崎木工芸センターかんざきピノキオ館）の指定管理者指定の件
- 第28号議案 神河町公の施設（神崎農村公園ヨーデルの森）の指定管理者指定の件
- 第29号議案 神河町公の施設（神河町水車公園）の指定管理者指定の件
- 第30号議案 神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件
- 第31号議案 神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件
- 第32号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
- 日程第23 第33号議案 神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第24 第34号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第25 第35号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 第36号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 第37号議案 平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 第38号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 第39号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 第40号議案 平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）

日程第31	第41号議案	平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第32	第42号議案	平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第33	第43号議案	平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第34	第44号議案	平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
日程第35	第45号議案	平成27年度神河町一般会計予算
	第46号議案	平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
	第47号議案	平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
	第48号議案	平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
	第49号議案	平成27年度神河町介護保険事業特別会計予算
	第50号議案	平成27年度神河町土地開発事業特別会計予算
	第51号議案	平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
	第52号議案	平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
	第53号議案	平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
	第54号議案	平成27年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
	第55号議案	平成27年度神河町水道事業会計予算
	第56号議案	平成27年度神河町下水道事業会計予算
	第57号議案	平成27年度公立神崎総合病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸報告	
日程第4	推薦第1号	神河町農業委員会委員の推薦について
日程第5	第1号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町立寺前小学校大規模改造工事請負契約締結事項変更の件）
日程第6	第2号議案	神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定の件
日程第7	第3号議案	神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件
	第4号議案	神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例制定の件
日程第8	第5号議案	神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件
日程第9	第6号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件
	第7号議案	神河町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する

る条例制定の件

- 第8号議案 神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第9号議案 神河町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第10号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第11号議案 神河町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第12号議案 神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第13号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第14号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第15号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第16号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第18号議案 神河町児童センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第19 第19号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第20 第20号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第21 第21号議案 姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結の件
- 日程第22 第22号議案 神河町公の施設（神河町観光交流センター）の指定管理者指定の件
- 第23号議案 神河町公の施設（新田ふるさと村）の指定管理者指定の件
- 第24号議案 神河町公の施設（神崎いこいの村グリーンエコー笠形）の指定管理者指定の件
- 第25号議案 神河町公の施設（神河町グリーンエコー笠形体育施設）の指定管理者指定の件
- 第26号議案 神河町公の施設（神河町農村環境改善センター）の指定管理者指定の件
- 第27号議案 神河町公の施設（神崎木工芸センターかんざきピノキオ館）の指定管理者指定の件
- 第28号議案 神河町公の施設（神崎農村公園ヨーデルの森）の指定管理者指定の件
- 第29号議案 神河町公の施設（神河町水車公園）の指定管理者指定の件

	第30号議案	神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件
	第31号議案	神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件
	第32号議案	神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
日程第23	第33号議案	神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約締結事項の変更の件
日程第24	第34号議案	平成26年度神河町一般会計補正予算（第6号）
日程第25	第35号議案	平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第26	第36号議案	平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第27	第37号議案	平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
日程第28	第38号議案	平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
日程第29	第39号議案	平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第3号）
日程第30	第40号議案	平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第31	第41号議案	平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第32	第42号議案	平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第33	第43号議案	平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第34	第44号議案	平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴
6番 廣納良幸	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 澤田俊一 主査 榎良裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟 建設課長 石堂浩一
副町長 細岡重義 建設課参事 藤原龍馬

教育長	澤田博行	地籍課長	坂本康弘
会計管理者兼会計課長	谷口勝則	上下水道課長	橋本三千也
総務課長	前田義人	健康福祉課長兼地域局長	
総務課参事兼財政特命参事			佐古正雄
	太田俊幸	病院事務長	細岡弘之
情報センター所長	村岡悟	病院事務次長兼医事課長	
税務課長	玉田享		浅田譲二
住民生活課長	吉岡嘉宏	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課参事兼防災特命参事			藤原秀明
	足立和裕	教育課長	松田隆幸
地域振興課長	野村浩平	教育課参事	藤原良喜
地域振興課参事	小林一三	教育課副課長兼センター所長	
			坂田英之

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

寒かった冬もようやく過ぎ、寒暖を繰り返しながらも春の訪れを感じるきょうこのごろです。

本日ここに第62回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましても御健勝にて定刻までに御参集賜り開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

ことしは、戦後70年、阪神・淡路大震災から20年、地方分権の推進に係る国会決議から20年、神河町誕生10周年と、いろいろな形で節目の年になります。

昨年11月21日にはまち・ひと・しごと創生法と地域再生法の一部を改正する法律の地域創生関連2法案が可決、成立いたしました。ことしはまさに創生元年として、地方一般財源総額の確保や地方税の充実など、安定した財源確保に向けて、全国各市町村が我先にと大きな動きを見せております。我が町においても一刻の猶予もありません。瞬時の対応と的確な判断により、町が潤い、住民皆様に喜んでいただける政策につながるよう強く望むものであります。

今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、町長からは、条例の制定及び一部改正、指定管理者指定の件、平成26年度補正予算、平成27年度各会計予算等57件が提案されております。特に今期定例会は27年度に向けての大変重要な議会でもあります。議員各位並びに執行部におかれましても、格別の御精励を賜りまして、慎重審議の上、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。それでは、私のほうからも第62回神河町議会定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

3月に入りまして非常に厳しい日が続いているわけですが、議員の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げたいと思います。

3月に入りましてからは、また各地域でいろいろな事業が予定をされているところがあります。寺前の城山古墳群の公開調査、また、町民ゴルフの第20回の記念大会であるとか、かみかわ寄席、カーミンの春まつり、砥峰高原の山焼きなど、話題は盛りだくさんであります。多くの方々に楽しんでいただきたいと思っていますところがございます。

先ほど議長の挨拶にもございましたが、ことしはいろいろな意味での節目の年というふうに言われています。繰り返しになりますが、戦後70年、そしてあの阪神・淡路大震災から20年、また、神河町にとりましては神河町誕生10周年の年でもあります。また、3月11日は東日本大震災から丸4年がたとうというところでもあります。私たちは、村、地域のきずなをさらに深める町づくりを進めていかなければなりません。

さて、平成26年度もあと一月を切ったわけですが、昨年5月に日本創成会議が公表した人口減少による2040年推計は、神河町にとりまして非常にショッキングなものであり、しかし、そのことはこれからの町づくりを考える上において、非常にタイムリーな警鐘を鳴らしてくれたわけでもありました。神河町のみならず、このことは国そのものにも波紋を呼び、国においては9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置、11月までにまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略が取りまとめられ、法制化、平成27年度地方財政対策として地方創生に必要な予算が閣議決定をされ、今、国会において審議がなされているという状況でございます。

それを受けまして、神河町におきまして、地方消費喚起・生活支援型及び地方創生発行型予算としまして、平成26年度補正予算として5,000万円余りの交付が決定をし、神河町今定例会に提案することとしているわけであります。

石破地方創生大臣コメントにもあるように、地方がみずから考え、責任を持って戦略を推進する観点から、今後、地方公共団体において、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案し、地域の特性を踏まえた地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定が求められているところであります。既に神河町では多種多様な人口減少対策、地域活性化策を集中して取り組んではいますが、引き続き国、県との良好な関係を強め、神河町で住み続けるための条件整備を強化してまいります。

あわせて、50年、100年先をイメージできる町のランドデザインづくりを専門委員会を設置し、取り組みを進めていかなければなりません。

そういう意味において、平成27年度は、神河町誕生10周年の節目の年であるとともに、新たな神河の地域創生元年という重要な年であることに間違いはありません。そ

のためにも、行政、議会、地域住民、さらに産学金連携した町づくりの策定の年として全力で取り組んでいかなければなりません。

さて、本日は、第62回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には繰り合わせての御出席を賜り議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

今定例会には、専決処分1件、条例制定・改正19件、連携協約1件、指定管理者契約11件、工事請負契約変更1件、平成26年度各会計の補正予算11件、そして平成27年度各会計予算13件の計57件を提出させていただいております。議員各位にはよろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

午前9時08分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第62回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入る前に、建設課、藤原参事より、グリーンエコー笠形グラウンドゴルフ場造成工事に係る地盤高の現地調査の必要があるため、9時から11時ごろまで欠席される連絡が入っておりますので、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

1番、藤原裕和議員、2番、藤原日順議員、以上2名を指名いたします。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、委員長から報告を受けます。

藤原日順議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（藤原 日順君） 2番、藤原でございます。それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

去る2月26日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から3月25日までの23日間と決しております。

町長から提出されます議案は、専決処分の承認1件、条例の制定6件、条例の一部改正13件、協約の締結1件、指定管理者の指定11件、契約の変更1件、補正予算11件、平成27年度当初予算13件の計57件が提出されております。

議会からの提出議案は、神河町農業委員会委員の推薦についての1件であります。
なお、最終日に神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を発議する予定です。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。
第1日目と第2日目は提案説明のみであります。推薦第1号と第1号議案については本日表決いたします。

第3日目と第4日目は質疑を行い、第3号議案、第4号議案、第6号議案、第7号議案、第9号議案から第14号議案、第16号議案から第29号議案及び第33号議案は表決をいたします。第2号議案、第15号議案は民生福祉常任委員会に、第5号議案、第30号議案から第32号議案は産業建設常任委員会に、第8号議案、第34号議案は総務文教常任委員会にそれぞれ審査を付託することにしております。また、第45号議案から第57号議案までの平成27年度各会計当初予算については、質疑の後に議長を除く全議員により予算特別委員会を設置して、審査を付託することにしております。

第5日目の一般質問の前に、総務文教常任委員会に付託しました第34号議案について、審査報告の後に討論、採決を行います。あわせて第35号議案から第44号議案までの各特別会計、企業会計補正予算についても討論、採決を行うことにしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを3月5日の午前9時とし、本会議第5日目の17日と第6日目の18日に行うことにしております。

25日の最終日には、各常任委員会と予算特別委員会に付託しました各議案について、審査報告の後に討論、採決をお願いすることにしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いしております。

なお、議案の審議に際しましては、質疑、答弁ともに簡潔明瞭に行うことを特にお願いいたします。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より、例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告を受けます。

まず、総務文教常任委員長、お願いします。

宮永肇総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） おはようございます。総務文教常任委員会の調査活動報告をいたします。

日時は、平成27年2月12日、午前9時から午後5時51分まで委員会室において行いました。

主たる調査事項としては、委員全員出席のもとで、閉会中の課題として各課に通告した調査事項の進捗状況について報告を受けましたので、各課ごとに報告をいたします。

各課の報告は、まず、事務事業進捗管理シート、また重要事業目標管理シート及び第1次長期総合計画の実施計画取り組み等によるものであります。

課題と質疑応答について順次御報告をします。

まず、情報センターにおける課題は、1つ、CATVの今後の運営方式、あるべき姿の検討状況について、2つ、視聴率向上に向けた番組編成改善への取り組みについて、3つ、利用料の滞納徴収状況についての3件であります。

まず、事業執行状況の報告説明を受けた後の主な質疑応答であります。

まず、今後の運営方式、あるべき姿の検討の手段として、26年度中に住民アンケートをとるとの方針でありましたが、その進捗について、いかがなっておるかという質問をいたしました。それについて、住民の方々の意見を聞いて方向性を出したいとの思いでありました。しかし、役場庁内においても方向性は町が示すべきものとかいろんな考え方があり、いまだにまとめられずにいる状況でありますとの報告でありました。

また、方向性を選択するには町としての考え方、主体性を示すべきとの意見もありますが、住民における利便性には、それに伴う経費が必要となることへの理解も得られるようなアンケートの問い方への検討も必要ではないかと示唆しております。

また、これについて、委員の発言等をまとめたもので、関連質疑の趣旨をまとめた意見として、以下を委員長よりセンター長に申し入れをいたしました。

今後の方向を決めるための選択肢として、とり行う業務の形態別に運営方法と月額料金を示した資料をこのたび当委員会に提示されておりますが、何を基準として、どのように判断をするのかがよくわからないというところでありまして、今、検討すべきは、まず住民サービスとしてどのように取り計らうのかという原則的な最終の目的観についての共有がなされていないことにあるということで、そのために、わかりやすい、判断

ができやすい、見てわかる資料として補足していただきたいというところでもあります。

また、最終的な選択としては、公設公営から民設民営までの間で指定管理を含めて5通りの案にまとめられておりますが、さらに加えて、簡易的な伝達手段としての防災無線への移行ということも視野に入れての検討が必要ではないかということもただしております。

情報の伝達手段としての機能性、設備の維持管理と更新について、許容できる財政的な条件枠内におさめることへの考え方と理解が必要なので、事業当事者としての説明責任ということをただしております。さらに、綿密なる協議と検討を願いたいということで締めております。

次に、総務課であります。課題としては、組織体制の強化、まず内部調整、各課間の連携の取り組み状況について、また、総合人事管理制度、人事考課、配置、処遇、教育等の確立についてであります。また、3つ目としては、行政経営の仕組みの実践とさらなる充実に向けた取り組み状況について、また、行財政改革最重点取り組み項目の進捗状況について、さらに、情報漏えい防止対策としての入札制度改善の取り組み状況について、また、学校跡地利用プロジェクトの取り組みについて、さらに、長期財政計画、平成44年までの財政シミュレーションについて、また、ふるさと納税推進の取り組み状況についてなどであります。

これらについて、事業執行状況の報告説明を受けた後の主な質疑応答を紹介します。

広報経常事務事業というものがあありますが、その改善計画への質疑であります。行政情報の掲載情報の見直しを上げておりますが、人口動態等について、より注目されるように配慮されてはいかがかという問いであります。これに対して、ケーブルテレビの情報と広報のあり方を考え、情報伝達としては両方必要との見地から、広報のさらなる充実を図り、人口動態の掲載方法についても検討しますとの答弁でありました。

また、長期財政計画での質疑であります。地方交付税が合併後10年から5年間で漸次減少する既成の情報がありますが、1月の新聞紙上において、総務省の改定情報が掲載されたことでの質疑であります。従前の情報からの流れで、支所機能の存続ということに加えて、従来の人口密度要素に面積要素も見直しに加え、単位費用の中に組み込むことで、10割減少するところを7割分残すということになるというふうな見方をしておりますとの答弁でありました。

また、長期財政シミュレーションは、病院の北館改築した段階でどのようになるのかという問いでありましたが、27年度中に北館のあり方等を検討して、それに基づいた設計をするという流れになりますとの答弁でありました。

また、職員数削減によるマンパワーの不足ということがありますが、これについてどのように補足をするのかという質問でございます。さらに、人事評価制度と人材育成、それから指揮命令系統と組織のあり方ということについていろいろ課題がありますが、どうなるのかという問いでございます。これについて、27年度から人事評価の試行

に入りますが、評価自体が非常に難しい部分もありますので、まず、3月までに既設組織の人事評価検討委員会を立ち上げて、スケジュールを示しながら取り組みを進め、28年度に実施するという考え方でとの答弁でございました。また、人材育成の最終目標は、あくまで考え方が住民サービスという住民のためにということを常に冠つけて業務に取り組める職員を育てていくことに基本がありますとの答弁でございます。

さらに、この常任委員会は、閉会中における各課の継続調査の報告を受けるもので、採決を伴う決定機関ではありません。しかし、報告の内容について、その見解をただしたり、改善等についての意見、提案をすることも間々ありまして、それらに対しては、執行部からも御意見、御提案などとの応答部分があり、受けとめていただいているように思えるのでありますが、しかし、実際に取り上げられて有効活用されるものか否かは不明でありますから、支障がなければ、どのような協議や判断のもとに生かされ、取り上げられるのか、聞かせていただきたいということで、委員会のいわゆる目的、機能についてかかわる問いをいたしました。これに対しては、まず、政策調整会議を開く前に常任委員会に提案をして、御意見や御提案をいただいています。それを受けとめた上で管理職会議でも重点項目を各課長から述べますが、中でもいろいろといただいている情報をどう生かすかの検討をいたしております。また、グループ会議においても、いただいた情報を再度ここに上げて検討をいたします。そして政策調整会議にかけさせていただきますとの副町長からの御答弁でございました。

また、桜華園について、公の施設として設置条例がないということで、町の監査委員様からも指摘をされておりながら、対応がまだなされていないことでの指摘をいたしました。これについては、決算特別委員会における8つの提言の8番目にありますが、現時点では把握ができておりません。担当課に課題確認の対応ということで協議をいたしますとの御答弁でございました。

また、婦人会組織が廃止となり、女性の方の意見、婦人層からの意見を発信する場がありません。町としての取り組みに対する女性としての情報発信や意見交換ができる場も必要と思われるので、全庁的な考えでの御検討を願いたいという要望をいたしました。それについて、男女共同参画という角度からもそういう方向にぜひ進めたいと思いますとの答弁でございましたが、どこに声をかけるかというふうなところで、具体的なところで難しいこともあると思われるので、女性枠での公募するというふうな仕方もよいと思われますとのお考えでありました。また、各課で住民代表の方を集めるときに、意識的に取り組んでほしい旨の情報を出していきますとの答弁でございました。

次に、会計課でございます。課題としては、資金収支計画と公金の出納管理状況についてということで、事業執行状況の報告説明を受けましたが、特筆すべき質疑等は特にございません。

次に、税務課であります。課題としては、収納率向上への取り組み状況について、無申告者に対する取り組み状況について、口座振替推奨の取り組み状況について等で

ございますが、事業執行状況の報告説明を受けました。しかし、特筆すべき質疑はございませんでした。

次に、教育委員会事務局の課題として、教育委員会の機能を生かした活動状況について、問題把握と対策等についての報告を受けました。教育現場の状況把握に重点を置いて、今日的、将来的課題を捉えようとする活動を充実させていきたいとの報告を受けました。特筆すべき質疑等はありませんでした。

さらに、教育課学校教育係の課題として、幼稚園・小学校・中学校施設整備事業の進捗状況について、また、児童・生徒の食育推進レベルアップの取り組みについて等でございますが、学校施設整備関係の進捗状況に関する報告説明を受けた後の主要な質疑応答を紹介します。

まず、越知谷幼稚園新築工事において、専門的な考え方と工法に未熟な施工が目立つようであります。基礎の鉄筋が切断された状況等がありまして、ここいら辺の議論が続きました。また、これに対しては、当課建設担当は土木工事の勉強もしているので、現地業者とも確認をしていきますとの答弁でございました。

さらに、寺前小学校の工事途中で予想外の、想定外の事情により、工期の変更を専決事項として対応処置したという報告がございまして、これの補充機材の充当と子供の学業に支障は出なかったのかということでの問いをいたしました。これに対しては、後期工事の入札の事情もありまして、ここいら辺を優先として教育課と総務課による綿密な協議により対応をいたしましたとの答弁でございました。

また、食育推進レベルアップの質疑でございましたが、ダイエット意識等による白い御飯の食べ残しが多いとの報告は、どのような指導をしているのかということでお尋ねをしました。それについては、給食センターからの報告でございましたが、御飯については、炊き込み御飯とかカレーとか、白い御飯ということであるのでございますが、この中に白い御飯が多く残されているということで、校長会においても各担当教諭から指導をお願いしたいと申し入れをしておりますが、理由としては、まずダイエットというふうなところを述べているところが多いようであります。

次に、教育課社会教育係の課題でございますが、重複施設の維持管理の検討状況について、老朽箇所の把握、それから町民温水プールの利用者拡大に向けた取り組み状況について、また、福本遺跡の保存、活用に向けた全体計画の策定について、これらの事業執行状況の報告説明を受けました。特に質疑はございませんでした。

また、地域交流センターの課題でございますが、センターの管理運営状況と課題解決に向けた取り組みについて、長期山村留学生の定員確保の取り組みについて等、事業執行状況の報告説明を受けた後の主な質疑応答でございますが、まず、通学合宿というものが今行われていますが、保護者アンケートをとっておりますが、大方の意見はどのような反応があるのかということで尋ねました。おおむね、まずほぼ9割程度は非常に良かったとの感想です。中には、帰ってきてから手伝いをするようになったり、親への感

謝の気持ちを言う子供がふえたようでございまして、いい経験をさせていただいたというような意見が多いそうでございます。

また、山村留学生の予定というものの把握はできているのかということで尋ねましたところ、昨年10月から募集を開始しましたが、新6年生の男子1名、女子3名、新5年生の男子1名、新4年生の男子1名で、計6名ということになっております。また、3月に面接を行う新5年生女子1名も今あるということでございます。

次に、公民館の課題でございます。貴重な図書への寄贈の受け入れの取り組み状況について、また、古文書の活用を検討状況について、事業執行状況の報告説明を受けました。特に報告すべき質疑等はございませんでした。

また、給食センターの課題としては、食育メニューの改善、地産地消等の取り組みについて、食材の安全対策、食品添加物、残留農薬等について、また、給食費の滞納徴収状況について等でございます。事業執行状況の報告説明を受けました。特に報告すべき質疑応答はございませんでした。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員長の報告を受けます。

松山陽子民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（松山 陽子君） 失礼いたします。民生福祉常任委員長の松山でございます。閉会中の平成27年2月6日に開催しました民生福祉常任委員会について報告させていただきます。

執行部からは、副町長及び関係課の管理職員皆様の出席のもと、事務調査を行いました。

なお、委員会資料をお手元に配付していただいておりますので、詳細については割愛させていただきます。主な質疑応答を中心に報告させていただきます。

まず、公立神崎総合病院所管について報告いたします。

病院については、26年度12月末までの業務執行状況を中心に説明を受けました。

12月末までの患者数の状況について、前年度と比較して、リハビリ科の外来患者数が特に減っている理由についてはの問いに対し、入院患者の在宅復帰に向けたリハビリの強化をとの国の方針に沿ってシフトしている状況の中で、やむを得ないというところであるとの説明でした。

予算執行状況から、患者数の減少などにより収入も減っている状況にあるが、一般会計からの繰り入れが限度額内でおさまりそうなのかとの問いに対し、今年度末の見込みでは2億円ほど内部留保資金を充当しなければならない状況にあるが、一般会計からの繰入金については、今年度は基準内繰り入れの5億円でいきたいと思っているとの説明でした。

インフルエンザについてです。病院側からのインフルエンザ感染予防のための面会禁止について、告知放送が年末から続いているが、神崎総合病院に行くとなると感染するのはとの不安から、他の病院に行かれる方もいるとの意見に対して、今年度は多くの病院で

インフルエンザの感染が広がり、大変な状況になっている。当院においても12月末に職員と患者さん合わせて46人が発症したため、保健所と連携をしながら一生懸命収束に取り組み、現在では病院内での蔓延という状況は全くなくなっている。しかし、病院としては、世間での蔓延がおさまるまでは院内での感染を防ぐ取り組みの継続が必要だとの判断をし、インフルエンザウイルスを持ち込まない、広げないという対策として、面会禁止とマスクの着用の協力をお願いしているとの説明でした。

このたびのインフルエンザの感染や予防に対して、病院側からの告知放送の効果は認められるが、町としての積極的な取り組みが感じられなかったことから、今後においては病院と健康福祉課等との連携強化による町民への的確な対応や情報発信をするよう要望しました。

次に、医師確保の対策について。1月に町長が病院の医師や職員に対し、病院の移転新築はなく、北館建てかえの方向であるとの考えを説明されたと聞いているが、皆さんの気持ちが下がってしまっていないかが心配である。また、やめる医師が出ないよう、今後のフォローも十分をお願いしたいとの質問、意見に対し、病院事務長からは、2年間、先生方は、何とか移転新築になるであろう、していただかなければとの思いで過ごされていたので、かなりのショックを受けておられる。しかし、結論が出た以上、北館改築でできるだけ先生方に前向きな形で取り組んでいただけるよう、職員のモチベーションも切りかえて業務を進めていかなければいけないと思っている。そして医師、看護師、その他の職種に対しても、この病院で頑張っていただけのような雰囲気づくりにも精いっぱい努力していきたいとの回答でした。

また、2月から火曜日に大阪医科大学総合診療科の女性医師1名に来ていただき、総合科を担当してくださることになった。そして内科医の確保のために兵庫県の地域医療活性化センターにもお願いに行ったが、しかし、これからは宍粟を中心に医師の充足をしていくというのが兵庫県や地域医療活性化センターの考え方であるようで、危機感を感じている。今後は、巻き返しを図れるよう働いていきたいとの報告を受けました。

この医師確保についても、病院管理者である町長が先頭に立ち、一丸となってさらなる努力をと要望する意見が出ました。

健康福祉課のほうの所管に移りたいと思います。

インフルエンザについて、先ほど病院のほうでもありました。その件について質問等が出ております。

健康福祉課としてのインフルエンザに対する取り組みについての考えとの問いに対し、健康福祉課として実施したことは、病院の放送より以前に実施した手洗い、うがいの徹底やマスクの着用等についての告知放送と、小・中学校、事業所へのポスターの配布等であるが、やはりもっと横の連携が必要であったと反省しているとの回答でした。

中播福社会運営助成事業についての質問がありました。1市3町による検討が必要とのことであるが、内容はとの問いに対し、中播福社会は姫路市と郡内3町により運営し

てきているが、他の施設からは助成金のあり方についての不満の声を聞いている。しかし、当時、郡内に障害者施設がなかったことから、神崎郡5町と夢前町が共同で出資して中播福社会を設立し、障害者を支援してきたという経緯がある。現在の市や町との関係状況と、将来的なことも含め、検討が必要と考えているとの回答でした。

介護保険制度が27年度から改正されるが、その内容についての説明で、国の基本的な考え方は、施設入所の対象となるのは要介護3以上の方となった。しかし、地域ケア会議において在宅介護が無理であると判断された方については、要介護1、2の方であっても介護施設の入所は可能となる。さらに、27年度から要支援1、2の方については、従来介護保険制度事業の通所介護、デイサービスです。訪問介護、ホームヘルパー派遣事業の利用はできなくなり、かわって介護予防・生活支援サービス事業を利用することとなっていく。具体的内容は、商工会、シルバー人材センター、介護事業所等の中で検討を進めている状況であり、先行して27年度からスタートする豊岡市や加東市の状況も確認しながら考えていきたいと思っているとの説明でした。

健康づくりポイントカードについては、自分の健康は自分でとの意識改革の一つの方法として、27年度から再スタートする考えで進めているとの説明もありました。

次、地域局所管について報告いたします。

1月の住民福祉グループ会議では、地域局を健康福祉課に統合することを再確認した。しかし、課の統合問題であるため、行政組織委員会で検討していく予定であること、また、日曜窓口は当分の間、支庁舎のみで開設となったとの報告を受けました。

次に、住民生活課所管について報告いたします。

クリーンセンターの方向性については、12月の姫路市環境局長との懇談では、前之庄で予定されている産業廃棄物の最終処理地の件で反対運動が起き、くれさかクリーンセンターに関する計画はストップしている状況が続いている。そういった状況の中で、4月に姫路市長選が行われる予定であることから、24年11月の申し入れ書の回答は市長選挙後に求めるほうがよいであろうということ、もしくれさかクリーンセンターを廃止すれば、市川美化センターと網干エコパークの2カ所で処理することとなるが、その場合でも神河町、市川町のごみの受け入れの余裕はあるとのことである。しかし、市川美化センターでも32年で稼働停止との計画となっており、そうなると、網干エコパークだけでは受け入れ容量は不足となるので、新しい施設を建設することになり、そのときは北部2町も含めての協議となるであろうとの話の内容であったと説明を受けました。

子供会については、10月に小学校を通じて子供会の球技大会についての保護者と子供それぞれに分けてのアンケート調査を実施し、それをもとに2月に理事会を開催した。球技大会はどんな形になってもしてほしいという6割の子供の意見を尊重し、27年度は現行どおりのバレーボールとソフトボールの2種目で、6月20日の土曜日に開催する予定であるとの報告を受けました。

次に、消防団組織再編の進捗状況については、現在の町内7ブロック32分団から、平成28年度には7分団32部制に組織編成することとなった。また、消防力強化対策として、県から最低でも団員に1万円以上の報酬を支給するようとの要請があり、報酬額、出動手当についても改正案を作成し、このことについても2月の消防審議会を経て条例改正を行う予定であるとの報告を受けました。

その他、アナログ防災行政無線をIP無線化すること、コンポストモニターによるごみ減量化の効果、北部火葬場の火葬業務の入札による業者変更等の報告も受けております。

このたびは、インフルエンザの対応などに関して見えてきたそれぞれの課や組織を超えた横の連携強化と、チーム神河として機能強化の必要性を改めて感じた常任委員会となりました。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員長、お願いします。

藤原裕和産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） おはようございます。1番、藤原です。

それでは、産業建設常任委員会の休会中における活動の報告をいたします。

12月定例会以降の休会中における産業建設常任委員会は、ことしになりまして、1月16日に、建設課におきます工事箇所ということで、現地調査を1日行っております。

続いて、1月22日には、地域振興課の関係で、特に観光施設を中心に、現場の声ということも聞かせていただく中で、これも一日をかけまして、地域振興課の関係で現地調査を行いました。

それを受けまして、次いで、2月2日には、当委員会が所管いたします事務調査について活動しております。

まず、地域振興課の関係より、重立ったもののみの報告とさせていただきます。

神河町再生可能エネルギーの関係では、上小田太田池横のメガソーラーの建設予定地の、この件について、保安林の解除及び自然公園内行為の許可届けを町が事業主体となって進められておるのですが、この自然公園内行為の許可については、前例がなく、慎重に進めたいということで県の環境課のほうで言われておりまして、目下協議中とのことであります。

それから、地域振興課の関係で、若者定住対策として、昨年4月より若者世帯向け家賃補助、この件については、ことしの1月20日現在、申請受け付け状況としては、全体で36件、内訳として、新婚さんが6件、子育て世代が30件となっております。報告を受けております。

また、新野駅東に今現在建設中でありまして、間もなく完成予定の若者向け地域優良賃貸住宅12戸については、近々入居予定となっております。

そしてまた、今回、若者定住促進の第3本の柱として、住宅取得補助という創設、こ

の分の案が委員会に提示をされております。委員会では委員より、新しい補助金でもあり、不公平感の出ないような配慮もしてほしい等の意見も出されております。

それから、神河町の特産品であるユズを使ったゆず酒の乾杯条例というような案の提示も委員会に出されました。それぞれ委員より活発な意見も取り交わされたところであります。再度内部検討したいということの報告を受けております。

その他としましては、JR長谷駅の利用拡大による取り組みの報告も受け、何とか乗客がふえるような取り組みが大切になってくるということでもあります。

次に、商工観光の関係では、各観光施設の指定管理の更新時期がこの3月末をもって更新時期を迎えております。この件について、昨年に姫路キャッスルホテルさんの峰山高原ホテルリラクシアとホテルモンテ・ローザの指定管理、この2カ所について、平成27年4月以降の辞退ということを受けまして、担当課のほうで公募をされて、指定管理者選定委員会の審査の結果、峰山の高原ホテルリラクシアは株式会社マックアースさんに、それから長谷のモンテ・ローザについては株式会社田舎暮らしさんがこの候補者として選定されて決定されております。その他の観光施設については、従前どおり、管理者から引き続き継続したいという報告も受けております。

それからまた、峰山高原のスキー場の関係の資料説明も受けております。これは山名町長の強い思いもあるようで聞いておるんですけれども、自然公園内のスキー場の許可ということや、これから1年間をかけ、環境調査など十分検討すべきということで報告も受けて、当委員会としても検討すべきものと思われまます。このスキー場整備計画は、町が計画をし、町が実施するものでありまして、この施設の管理を指定管理をされますマックアースさんというところをお願いをしようとするものであります。

なお、この収益が出た分については町に入れてもらうというような制度で取り組みたいという報告も受けております。

それぞれ各委員より慎重にすべきなどの発言もあり、委員会としても、これから1年間、十分に検討を加えていきたいと考えております。

それから、農林業係については、特に報告すべきことはありません。

次に、上下水道課の関係で、施設の老朽化に伴い、水道施設更新事業の年次計画で、平成27年、平成28年のこの2カ年で補助対象となる簡易水道の施設を整備をします。そして29年4月より簡易水道から上下水道という方向へ一本化をして、統合されようとするものであります。

それから、下水道の関係では、下水道事業の年次計画の、これも案の委員会に提示がされました。これは、平成27年度、28年度、統合計画のこれからの策定や認可変更の業務、長寿命化計画を策定するものでありまして、対象としては、特定環境公共下水道の関係、我が町の新野にあります大河内処理区、吉富の大山処理区、それと貝野の粟賀南部処理区、こういう部分に集約しようとするものであるような報告も受けております。

それから、建設課の関係では、最後に建設課になるんですけども、毎回担当委員会では問題になっております、路線名は水走り中河原線、寺前の秋桜たうんの下から上岩地内の栗谷橋までに通ずる新設される町道なんですけれども、ここら辺についても用地交渉の協議中ということでありまして、平成27年度中に用地交渉、用地買収、平成28年度に工事着工ということで、基本的にこういう流れで取り組まれて、段取りをされて進められております。もうしばらく待つてほしいという旨の報告も受けております。

それから、建設課の関係では、県の裏山防災助成制度については、急傾斜地崩壊対策事業の地元分担金、これについても協議がされまして、地元分担金は地元を求めずに、全て町費を充てるということが決定されたということで報告も受けております。

また、町単独の治山・山林出水対策事業の補助金の交付要綱も委員会に示されました。

このほかに、委員会でも建設課の関係で、除雪に関する意見、入札制度に関する意見も出たところであります。

それから、地籍課についても、今回も特に報告すべきことはありません。

以上、簡単な報告となりましたが、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 3委員長の方、御苦労さまでございました。

それでは、ここで私のほうより報告をさせていただきます。

私のほうからは、12月定例会以降、閉会中の重立った事項を報告いたします。

12月24日、去る11月13日に急逝されました故貝原俊民前兵庫県知事の県民お別れ会が兵庫県公館でとり行われ、私が出席しております。

1月9日、神河町商工会主催の新年交歓会が開催され、私と各議員が出席しております。

1月11日、神河町成人式が開催され、新成人149人のうち121人が出席し、社会人としての自覚を新たにされました。議会を代表して、神河町のあすを担う青年の門出を祝い、励ましました。

同じく1月11日、姫路市消防出初め式が開催され、松山民生福祉常任委員長に出席していただいております。

1月17日、1.17のつどい阪神・淡路大震災20年追悼式典が兵庫県公館とHAT神戸の2会場で一体的に開催され、私が出席しております。兵庫県公館において、天皇、皇后両陛下が犠牲者を悼み、献花され、井戸兵庫県知事が、震災を乗り越えてきた力を結集し、安全で活力ある新時代の兵庫を築くとの決意を述べられました。

1月27日、中播衛生施設事務組合議会定例会第1日目が開催され、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件については、平成26年度事務組一般会計補正予算を可決、平成27年度事務組一般会計予算について提案説明を受けました。

1月29日、県町議会議長会主催の議会広報研究会が神戸で開催され、三谷広報公聴特別委員長ほか各委員と私が出席しております。

2月10日、兵庫県主催の地方行政課題研究会が神戸で開催され、藤森副議長と私が

出席しております。

2月11日、神河町人権啓発講演会が開催され、全議員が出席しております。「心の国際化をめざして～人権感覚豊かな社会実現を～」との題で、ジャーナリスト、辺真一氏の講演をお聞きし、研修を深めました。

同じく2月11日、はりま市川ライオンズクラブ結成40周年記念式典が姫路でとり行われ、私が出席しております。

2月12日、中播農業共済事務組合議会定例会第1日目が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。付議事件については、家畜共済危険段階共済掛金標準率等の設定の件について可決、平成27年度農業共済事業会計予算等について提案説明を受けました。

2月13日、多可町議会と議会運営委員による議会改革・議会運営に関する意見交換会を行い、お互いに研さんを深めることができました。

2月14日、西人協啓発活動研究大会が佐用町で開催され、山下人権文化推進特別委員長に出席していただいております。

2月17日、公立神崎総合病院運営委員会が開催され、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。

2月18日、県町議会議長会の臨時総会が神戸で開催され、私が出席しております。副会長に上郡町議会の山本議長を選任しております。

引き続き、県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が開催され、平成26年度一般会計補正予算、平成27年度事業計画及び一般会計予算について審議、可決しております。

引き続き、県町議会議長会評議員会議が開催され、平成26年度補正予算を了承し、平成27年度事業計画及び予算について決定しております。

2月19日、県町監査委員協議会定期総会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員と山下監査委員が出席されております。

2月20日、町国民健康保険運営協議会が開催され、松山民生福祉常任委員長に出席していただいております。

2月22日、地域医療フォーラムがグリンデルホールにおいて開催され、全議員が出席しております。「地域包括ケアシステムと総合診療医」をテーマに、大阪医科大学医学部附属病院総合診療科科長、鈴木富雄先生から地域医療のあり方について多くの示唆を与えていただきました。その後のパネルディスカッションにおいても、地域医療を担う公立神崎総合病院の重要性と地域包括ケアシステム構築の必要性を再確認することができました。

2月23日、町消防審議会が開催され、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。

2月25日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、藤森副議長、松

山民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件については、平成26年度事務組合一般会計補正予算を可決、平成27年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

なお、各事務組合議会の議案等につきましては、議員控室において閲覧できるようにしておりますので、ごらんください。

次に、2月28日、生野高等学校卒業式が開催され、私が出席しております。

3月2日、元神崎町議会副議長、故井上伊三次様の叙勲を山名町長と私が訪問し、御家族に伝達いたしております。

なお、会議規則第129条に規定する議員の派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣をしておりますので、御了承願います。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、1月16日に第41号を発行し、1月26日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時25分といたします。

午前10時09分休憩

午前10時25分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 推薦第1号

○議長（安部 重助君） 日程第4、推薦第1号、神河町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

神河町農業委員会の任期が3月31日で終了することから、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会から議員を推進いたしたいと思っております。

お諮りいたします。太田和仁氏、岸本高明氏、以上2名を神河町農業委員会委員に議会から推薦いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、以上2名を神河町農業委員会委員に議会から推薦することに決定しました。

日程第5 第1号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第1号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町立寺前小学校大規模改造工事請負契約締結事項変更の件）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第1号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町立寺前小学校大規模改造工事請負契約締結事項変更の件）についてでございます。平成27年1月26日に、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次ページの専決処分書をごらんください。専決の内容は、平成26年8月8日締結の神河町立寺前小学校大規模改造工事請負契約締結事項中の契約の工期を平成27年1月30日から平成27年3月15日に変更するものです。

工期変更の理由は、井水工事において50メートルの掘削工事を行う中で、途中、岩盤に当たり、作業が進まず、約1カ月半、工事におくれが出ました。井水は、掘削完了後に水質検査を行った後、水質に合わせたろ過装置を製作するため、工期内の納品ができなくなり、工期の延長となったところです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。井水の工事のおくれがわかった日付を教えてくださいませんか。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） ただいまの御質問ですが、井水が岩盤に当たったという報告を受けたのは、10月22日に報告を受けております。その段階で、深度20メートル、残り30メートルということで、約30メートルを掘るのに1日50センチ程度しか掘れない見込みの中で、約1カ月半おくれるという報告をいただいております。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） それでしたら、専決処分というよりも、12月の定例会のときに上程すべき案件じゃないでしょうか。専決処分の扱い方をちょっと言いよんですけども、専決ができる意味合いを担当課長さんはどのように理解されてされているのかということと、それと議案なんかを取りまとめておられる総務課の課長も専決という扱い方をどう理解されているのかということと、もう1点、参考までに、こういう事業関係でいろいろと工期延期もされることが多い課であります建設課長さん、参考までに、こういう扱い方が適切なのかどうか、ちょっと御意見いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） まず、教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 岩盤に当たったわけですが、その工事がいつまで延びるかというのは、その段階ではわかっていなかったというのが実情でございます、実際に

発掘工事が終わったのが12月3日という段階になったというところでございます。その後、水質検査をしたということで、少しおくれが出たというところでございます。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。御質問の意図のところにつきましては十分理解をしております。専決ということですので、専決に該当する事由であるかどうか、事由の要素にしましては、緊急やむを得ないといえますか、議会を招集するいとまがないという状況であるという条件かと思えます。本件につきましては、先ほど教育課長がお話ししたように、岩盤に当たった時点はわかってたんですけども、いつまでかかるかというのが見通せないという状況でしたので、間に合うか間に合わないかがその10月の時点ではわからなかったということでした、その後の進捗状況等でいとまがない状況になってしまったということで、専決をお願いしたということです。以上です。

○議長（安部 重助君） 建設課長、見解を求めます。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課、石堂でございます。確かに中身的なものは私もちよっとわからないんですけども、ただ、発注した中で、特にこういう地質というんですが、ボーリング調査というんですかね、転石なのか、それとも岩なのか、そういうところ辺が非常に難しく、掘削していく間に岩盤であったというようなケースがあると思います。そのときに判断すべきなんでしょうが、特にこういう地質の下の層がわからない状況では、非常に判断には苦しいなというところもあります。そういうやむを得ない場合は、やはりどうしてもこういう事務的なおくれは仕方ないかなということは思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 藤原です。12月3日に終わったということなんですけども、できますれば専決処分というよりも、追加提案ということもできますので、的確な事務処理をお願いしたいと思えます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 総務課長、答弁願います。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。工期の終期といえますか、終わりのタイミングが1月ということでありましたので、本当に判断がついた時点ともとの契約の工期の終了ということが接近しておりましたので、やむを得ずお願いをしたということですので、どうか御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結し、これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第1号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第1号議案は、承認することに決定しました。

日程第6 第2号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第2号議案、神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第2号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定の件であります。平成27年4月から施行されます子ども・子育て支援法に基づき、新しく幼稚園、保育所の保育料について条例を制定し、保育料金の内容は規則で定めることにしたものです。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

なお、詳細説明を教育課長及び住民生活課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） それでは、詳細説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課長、松田でございます。まず初めに、今回の条例制定に係る要点を御説明いたします。

まず1つ目は、これまで幼稚園と保育所の利用者負担額、いわゆる保育料につきましては、それぞれ別の条例、規則で定めておりましたが、今回子ども・子育て支援法の新制度に伴いまして、国からの給付額や保育料給付額が改正され、これにあわせて就学前の保育料を同じ条例、規則で定めることといたしました。これにより、従来ばらばらに行われていました幼稚園、保育所等の就学前の子供に対する仕組みが共通化されるどころです。

2つ目は、金額の設定ですが、これにつきましては、国で定める保育料を限度としまして、子ども・子育て会議での意見を聞き、市町で定めることとなります。

条例をごらんください。今回の条例では、2条で、それぞれの利用負担額は、所得等の状況等を勘案し、規則で定めることを規定し、第3条で減免の規定を、附則において、施行を平成27年4月1日とすること、これまでの神河町立幼稚園保育料徴収条例を廃止することと、それに伴う経過措置を規定しております。

次に、資料として添付しております次ページの施行規則をごらんください。2条には、施設の区分と年齢の区分が規定されており、それぞれの1号から3号の区分において、

別表、次のページになりますが、別表の1から3でその金額が定められております。

それでは、私のほうからは、1号認定である3歳児以上の幼稚園の利用者負担額について御説明をいたします。

別表1をごらんいただきたいと思っております。幼稚園の保育料は、この表にありますように、5つの所得階層と町立、私立に分けて定めております。町立の幼稚園につきましては、これまでどおり月額3,700円とし、私立につきましては、これまでそれぞれ園での設定でしたが、今回の法律改正により各市町で定めることとなりましたので、私立の幼稚園の保育料を基準に就園時間等をもとに計算して定めたところでございます。私立幼稚園と町立幼稚園の料金設定の考え方につきましては、本日お配りしております第2号議案追加参考資料をごらんいただき、御確認をいただきたいと思っております。

なお、規則のほうに戻っていただきまして、表の下にあります備考欄につきましては、母子世帯、在宅障害児のいる世帯等につきましてはの減額規定を設けており、第2階層につきましては免除、第3階層につきましては1,000円の減額、また、児童扶養手当受給世帯につきましては第3階層の免除、幼稚園年少から小学校3年生までに複数の児童がある場合、多子の場合の2人目は2分の1減額、3人目は免除とする規定を定めております。これらにつきましては国の制度にのっとっております。

引き続き、住民生活課長、吉岡のほうから、2号、3号認定の料金について御説明を申し上げます。

○議長（安部 重助君） さらに詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。先ほどの教育課長の説明に続き、私からは、保育所の保育料について説明をさせていただきます。

規則の表を参考資料でお出ししてございまして、1ページめくってもらって、ページ数振っておりませんが、ページ数でいうと3ページに相当します。1枚めくってもらって向かって右側の一番下の表でございます。別表第2（第2条関係）、ここでございますが、ここでは、2号認定、つまり2号認定とは、3歳児以上の保育所入所児童の保育所の利用負担額を定めております。第1階層から第8階層まで、住民税の課税状況によって金額が違ってございます。これらは、改正前の運営費徴収規則でも8階層立てでございまして、保護者の前年分所得税の区分でこれは金額が変わってございました。改正後も国基準と同様の住民税の所得割の区分に変更としてございまして、利用者にとっては大きな影響が出ないようにと考えています。

次、めくってもらって、3枚目の別表3、向かって右側のページです。別表3、第2条関係ですね。これは3号認定、つまり3歳未満児、ゼロ、1、2歳児ですね、の利用負担額を定めてございまして、考え方は先ほど説明しました2号認定の利用負担額の定め方と同様でございます。

別表2、別表3、どちらの表にも保育標準時間と保育短時間の区分がございまして、

保育標準時間とは11時間保育のことで、保育短時間とは8時間保育のことで、保育時間に差がございますので、国の示した例により、短時間保育の利用者負担額を若干減額をしております。

また、2枚目の裏側の備考がございます2号認定の世帯の母子世帯と障害児につきましては、国の示した例により、第2階層が無料、ゼロですね。第3階層が1,000円減額をしています。

3枚目をめくっていただいて、中ほどの表は、3号認定の世帯について、2号認定の世帯と同様の考え方で減額、ゼロ円あるいは1,000円を安くするということをうたっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

また、住民生活課長、教育課長にお願いするんですけども、こういう資料については、ちょっとページ数をひとつ今後打っていただきますようお願いしておきます。

日程第7 第3号議案及び第4号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第3号議案、神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件及び第4号議案、神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、関連がございますので、第3号議案、第4号議案を一括提案させていただきます。

制定の理由は、第3次地域主権一括法により介護保険法等が改正されました。このことにより、2つの条例を制定するものです。

第3号議案は、神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件でございます。従来は、介護保険法及び介護保険法施行規則、厚生労働省令により、介護予防支援事業所の基準が定められていましたが、市町村の条例で定めるようになり、平成27年4月1日から施行し、制定するものであります。

第4号議案は、神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例制定の件でございます。上位法等の改正により、神河町地域包括支援センターの職員に係る基準及び該当職員の員数については、厚生労働省令で定める基準に従い、参酌し、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定め、制定するものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。

まず最初に、議長からも指摘がございました、ページ数を記載をしておりません。大変申しわけございません。今後気をつけていきたいと思っております。

それでは、第3号議案並びに第4号議案の詳細について御説明申し上げます。

先ほど町長が申し上げましたとおり、第3次地域主権一括法により介護保険法等が改正されたことにより、制定するものでございます。

第3号議案書をお願いいたします。神河町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございまして、第1章から第5章で構成をしております。

まず、第1章は、総則で、第1条から第3条で構成し、条例の趣旨を第1条に、指定介護予防支援事業者の一般原則を第2条に、基本方針を第3条で規定しています。

続いて、第2章は、人員に関する基準を第4条、第5条で、従業者数、管理者の設置義務を規定しています。

第3章は、運営に関する基準を第6条から第30条で規定し、運営上必要な事項を規定しています。利用申込者またはその家族に対し、内容及び手続の説明及び同意を第6条に、提供拒否の禁止を第7条に、サービス提供困難時の対応を第8条に、受給資格の確認を第9条に、要支援認定申請に係る援助を第10条に、職員身分証の携行を第11条に、利用料等の受領を第12条に、保険給付提供証明書交付を第13条に、指定介護予防支援業務の委託を第14条に、法定代理受領サービス報告義務を第15条に、介護サービス計画書等の交付を第16条に、利用者に関する町への通知義務を第17条に、管理者の責務を第18条に、事業所運営規定を第19条に、職員勤務体制の確保を第20条に、設備・備品設置義務を第21条に、職員の健康管理を第22条に、重要事項の揭示義務を第23条に、秘密保持を第24条に、報告をする場合の虚偽等を第25条に、介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止を第26条に、苦情処理対応を第27条に、事故発生時の対応を第28条に、会計の区分を第29条に、記録の整備を第30条に規定しております。

第4章は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を第31条から第33条で規定し、指定介護予防支援の基本取り扱い方針を第31条に、具体的取り扱い方針を第32条に、介護予防支援の提供についての留意点を第33条に規定しております。

第5章では、基準該当介護予防支援に関する基準を第34条で、介護保険法等に規定されているものを準用し、読みかえることを規定しております。

附則では、第1項で、条例の施行日を27年4月1日と規定し、第2項は、第30条

で規定しています記録の整備について、経過措置を規定しております。

なお、この条例は、厚生労働省令に準拠し、規定をいたしております。

次に、第4号議案書を願いたします。神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例でございます。

第1条に条例制定趣旨を、第2条に基本方針を、第3条に職員に係る基準及び職員数を、第4条に適切・公正・中立運営の確保を規定しております。

附則で、施行日を平成27年4月1日と規定しております。

なお、この条例は、介護保険法施行規則に準拠し、規定をいたしております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第8 第5号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第5号議案、神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、第5号議案の神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

御承知のように、ユズは神河町で一番の特産物でありまして、年間60トン以上の生産があり、JAによりまして、柚子の精やマーマレードにも加工され、多くの人に味わっていただいています。また、根宇野柚子加工グループによりまして柚子シロップ、柚子ジャム等の加工品も製造販売されています。

一方、昨年度には、熊本県の米焼酎の名店であります大石酒造場とのコラボレーションで、神河町のユズをつけ込んだゆず酒を開発いたしました。今年度には5,000本のゆず酒を製造いたしましたので、これを機に、町民の皆様にもっとゆず酒に親しんでいただくとともに、ユズの生産者には生産への意欲向上を持っていただくために、このゆず酒による乾杯及び普及に関する条例を制定したく提案する次第であります。

詳細説明は地域振興課長がいたしますので、御審議よろしく願いたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課の野村でございます。それでは、議案第5号の神河町ゆず酒による乾杯及び普及に関する条例制定の件につきまして御説明を申し上げます。

概要は、先ほど町長が説明したとおりであります。

このゆず酒であります、平成25年度に神河町観光アドバイザーの広中先生から熊

本県の米焼酎製造会社の大石酒造場を紹介していただきまして、町特産のユズをつけ込んだゆず酒を開発し、300本製造販売いたしました。ユズの香りがすばらしいお酒に仕上がりに、女性にも飲みやすいように甘口仕様となっております。

今年度は、約400キロのユズを熊本県に送り、5,000本のゆず酒を生産いたしました。町内のユズの生産量は年間60トン以上ありまして、その全量をゆず酒に使用しますと約75万本の生産が可能と思われませんが、良質の玉を選んで使用しますので、実際は7万5,000本ぐらいが限度かなと考えております。

このゆず酒による乾杯及び普及に関する条例には、町の役割、生産者の役割、事業者の役割を定めております。

第1条では、ゆず酒の普及促進のために、町内での会合でゆず酒による乾杯の奨励について、関係者が連携、協力することを定めております。

第2条では、町の役割を定め、ゆず酒での乾杯の普及促進に努めるとしております。

第3条では、生産者の役割を定め、ユズの価値を高めるために、高品質なユズを安定的に生産するように努めるとしてしております。高齢化して後継者不足になっていますユズ生産者の皆さんが今以上に頑張っつくり続ける気持ちになっていただきたいと考えております。

第4条では、飲食店等の事業者の役割を定めまして、乾杯の奨励などの普及促進に主体的に取り組むとしております。

第5条では、住民の役割を定めていまして、町内会合でのゆず酒による乾杯を奨励することの普及促進に努めるとしてしております。

第6条では、連携及び協力としまして、それぞれが連携してゆず酒による乾杯の普及促進と生産等の振興に取り組むとしております。

今年度は、同時にブルーベリー酒の開発にも取り組み、山田のブルーベリーを使ったお酒を230本販売いたしました。今後、ブルーベリーの生産量がふえ、品質が安定的になりましたら、ブルーベリー酒も乾杯条例に追加したいと考えております。

この乾杯条例の制定によりまして、ユズを生産と町内での消費の拡大だけでなく、ゆず酒を通じてユズをより身近なものと感じていただき、また、外部に向けたユズを使った新たな特産品の開発に結びつけたいと考えておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第9 第6号議案から第8号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第6号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件、第7号議案、神河町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定の

件及び第 8 号議案、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件の 3 議案を一括議題といたします。

上程 3 議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 号議案、第 7 号議案及び第 8 号議案の提案理由並びに内容について、関連しますので一括して御説明申し上げます。

第 6 号議案並びに第 7 号議案につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表である教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新教育長を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを主な改正点とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることから、関係する例規を整備するものでございます。

第 6 号議案の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件につきましては、この法律の施行に伴い改正が必要となる神河町表彰条例、神河町特別職報酬等審議会条例、神河町特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例、神河町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例及び神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の 5 条例をあわせて一度に改正及び廃止するものでございます。

また、第 7 号議案の神河町教育長の勤務時間、休暇等、職務専念義務の特例に関する条例制定の件につきましては、改正法において、新教育長の職務専念義務について規定されていることから、一般職とは別途、職務専念義務の免除の特例を定めるものでございます。

次に、第 6 号議案の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例のうち、第 3 条関係の教育長の給料月額と第 10 条関係の町長及び副町長の給料月額等並びに第 8 号議案の神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、ともに 1 月 27 日開催の特別職報酬等審議会において御審議をいただき、答申のあった内容について、このたび改正をするものであります。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育行政の関係につきましては教育課長から、特別職報酬審議会の関係は総務課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

まず、教育課長からお願いします。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田でございます。まず、第 6 号議案の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件と第 7 号議案の神河町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義

務の特例に関する条例制定の件につきまして御説明を申し上げます。

まず、6号議案は、先ほど町長からもありましたように、改正法案に伴い条例の一部改正を必要とする4条例及び廃止をいたします1条例について、関係条例として一括して整備する条例の制定でございます。

改正法の施行日であります平成27年4月1日で関係規定は全て改正となりますが、今回の主たる改正点であります教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置につきましては、教育行政の継続性、安定性を確保する観点から、現教育長の教育委員としての任期中に限りまして従前の例による在職をすることを認めており、新教育長が任命されるまでは、旧法、旧条例の関係規定はその効力を有することとした経過措置が設けられております。

第1条では、法改正により教育長が一般職から特別職に変更になり、教育長の給与等の条例の根拠規定であった教育公務員特例法第16条が削除されたことに伴いまして、現行条例を廃止するものでございます。

なお、2条において経過措置を規定しております。

第3条では、第2条において効力を有すると規定された廃止前の条例の教育長の給料月額について、附則で定めておりますが、これにつきましては後ほど総務課長から御説明申し上げます。

第4条は、神河町表彰条例の表彰該当者となる特別職に新たに教育長を追加するものですが、第5条において、経過措置の期間は改正前の条例が効力を有することを定めております。

第6条では、神河町特別職報酬等審議会条例の特別職に教育長を追加し、第7条において経過措置を定めております。

第8条は、教育委員長と教育長の一本化に伴い、神河町特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例中の教育委員長報酬を削除するものですが、9条において、現行の教育委員会を継続させる間は、改正前の規定が効力を有する旨の経過措置を定めております。

第10条は、神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例において、改正法により特別職となる新教育長の給料月額を追加するものでございます。

また、同条例に規定されている特別職の期末手当、町長及び副町長の給料月額の減額につきましては、先ほどの第3条の附則とあわせて、総務課長から御説明を申し上げます。

第11条は、現教育長の任期中においては、改正前の条例の規定が効力を有するという経過措置を定めております。

なお、議案の後ろに関係規定の新旧対照表をつけておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、第7号議案の神河町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する

る条例制定の件についてですが、改正法におきましては、特別職となる新教育長の職務専念義務について規定されています。これまでは、神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例において、一般職の例によると定められておりましたが、同条例を廃止するのに伴いまして、新たに定めるものでございます。

第1条でその趣旨を定め、第2条で勤務時間、休日、休暇等に関することについて、第3条で職務専念義務の免除に関することについて、従前のおり一般職に準ずることと規定しております。

なお、第6号議案と同様に、経過措置を附則で定めております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） さらに説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。それでは、私のほうからは、第6号議案の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の中で、町三役の給料について、また、第8号議案の神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

本来ですと、町三役の報酬等々につきましては、大変重要な案件でありますので、別途議題とさせていただきたいというところではありますが、複数の条例が複数の根拠により整備を必要とする、また、施行期日が同日であるということから、複合の整備といった形での提案になることを御了承いただきたいと思います。

本改正は、去る2月6日に神河町特別職報酬等審議会から、町三役の給料額等について、自主減額を中止し、条例規定どおりの給料額を支給することが適当であると判断する。また、議会議員の報酬月額等については、合併当時の報酬月額に戻すことが適当であると判断する。そして共通事項として、期末手当については、一般職員と同様に0.15月引き上げ4.05月とすることとし、一般職員の給与の総合的見直しに準じた措置については自主判断とするとの答申をいただきました。

町三役については、前年度の審議会においても同様の答申をいただいておりますが、実質公債費比率18%未満が確定していなかったため、町長が給料月額の20%、副町長が15%、教育長が10%の自主削減を継続されると判断をされておりました。

このたびは、平成25年度決算において、実質公債費比率が当面の目標であった18%未満を達成したこともあり、答申に基づき、条例規定額の支給とした上で、一般職員の給与の総合的見直しに準じた措置については、一般職員と同様に条例規定額から2%の減額を行う。また、期末手当についても一般職員と同様に0.15月引き上げると判断をされました。

以上の改正を教育長の減額につきましては第6号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例第3条

で、次回教育長の任命まで有効とする旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に附則14項として、町長及び副町長の減額については第10条で、神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例に附則34項及び35項として定めるものであります。

また、期末手当につきましても、第10条で、神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第5条第2項の表中において、基準日ごとに在職期間に応じた改正を行うものであります。

次に、神河町議会議員の報酬月額等については、第8号議案、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例で、町三役と同様に、神河町特別職報酬等審議会答申に基づき、議員報酬を改正するものでございます。

改正の内容は、新旧対照表をごらんください。第2条第1号で、議長の報酬月額について、現行30万円を31万5,000円とし、1万5,000円引き上げます。第2号で、副議長の報酬月額について、現行22万5,000円を23万5,000円に、第3号で、常任委員長及び議会運営委員長の報酬月額について、現行の21万5,000円を22万5,000円に、第4号で、その他の議員の報酬月額を現行の21万円を22万円にそれぞれ1万円引き上げ、改正するものでございます。

また、一般職員の給与の総合的見直しに準じた措置については、附則5項として、町三役と同様に2%の減額を実施することといたしております。

なお、期末手当につきましても引き上げの答申となっておりますが、議会議員の期末手当につきましては、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例第6条第2項において、神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定により、期末手当を受ける職員の例によることとされておりますので、町三役同様に0.15月引き上げ、4.05月となるものでございます。

いずれの改正も平成27年4月1日からの施行でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第10 第9号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第9号議案、神河町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第9号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、平成26年6月に公布されました行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、法律に基づく行政指導や処分に対して行政指導の中止の求め、処分の求め

などの申し出制度が新たに創設されることになりましたが、当該法律の効力が及ばない地方公共団体の機関がする行政指導と条例、規則が根拠となる処分についても法律と同様に取り扱うべきと考えられるため、本条例を改正するものであります。

また、あわせて文言表記の修正も同時に行うものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、行政手続法の一部を改正する法律の施行日と同じく平成27年4月1日に施行し、本条例の施行に伴い、神河町税条例において本条例を引用している箇所が条ずれしますので、本条例の附則第2項において、町税条例の一部改正も同時に行います。

以上が提案の理由でございます。

つきましては、総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。それでは、第9号議案、神河町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件について、新旧対照表で御説明を申し上げます。

まず、目次、第4章、行政指導に該当する条例に第34条の2を加え、同じく目次に第4章の2、処分等の求め（第34条の3）を新設しようとするものであります。

本則第2条から2ページめくっていただいたところの第28条までにつきましては、語句の表記訂正であり、今回の行政手続法の改正により改められている平仮名を漢字にした「名宛人」及び「関わる」を改正しようとするとともに、その他の用語整理として、同じく平仮名を漢字にした「当たって」及び「鑑み」を改正しようとするものであります。

次に、行政指導の方式、第33条第2項につきましては、今回の法改正により、行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、その権限を行使し得る根拠を示さなければならないと追加されたことにより改正しようとするものであります。

同条第3項及び第4項は、2項を追加したために、それぞれ1項ずつ後ろへずらそうとするものであります。

次に、行政指導中止等の求め、第34条の2は、同じく今回の法改正により、国の機関が行う法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が該当する法律に規定する要件に適合しないと思うときは、その指導をした行政機関に対しその旨を申し出て、その行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる制度が新設されました。よって、当町の行政手続条例においても同様の規定を新設しようとするものであります。

次に、第4章の2、処分等の求め、34条の3は、同じく今回の法改正により、何人

も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思うときは、その処分または行政指導をする権限を有する行政庁または行政機関に対しその旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる制度が新設されましたので、当町条例においても同様の規定を新設しようとするものであります。

なお、改正条例附則第1項に施行日と、第2項に行政手続条例の適用除外について規定しております。神河町税条例第6条の2第2項で本条例を引用しております第33条第3項及び同条2項、それぞれ条ずれ後の第33条第4項及び第33条第3項に改めようとするものであります。

本改正につきましては、上位法の改正によるものでありまして、住民の皆様に対しましては、上位法に基づく権限、権利等を保障していくといったような改正であると御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第11 第10号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第10号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第10号議案の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。本年度の人事院勧告において、平成27年4月1日からの施行分として、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しの内容が勧告されておりますので、このたび給与条例の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、医師に適用する医療職給料表（一）以外の給料表を平均で2%引き下げること、また、単身赴任手当の基礎額、距離区分における加算額を引き上げるものでございます。

職員の給与決定につきましては、地方公務員法第24条第3項の均衡の原則に基づき、国家公務員を基本として、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し、改定の判断しているところであり、このたびの改正についても、人事院勧告を受け、兵庫県の状況、県下各市町の状況と神河町の状況を照らし合わせ、改定を行うものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。それでは、第10号議案の詳細説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、第20条、単身赴任手当について、公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、単身赴任手当の基礎額を7,000円引き上げ、月額2万3,000円から3万円に、また、職員の住居と配偶者の住居との間の距離に関する加算額を、遠距離移動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離区分を2区分増設し、その限度額を2万5,000円引き上げ、4万5,000円から7万円とするものでございます。

なお、基礎額、加算額ともに、平成30年3月31日までに段階的に引き上げることとされており、平成27年4月1日から適用する手当額につきましては、基礎額は議案13ページの附則第7項において規則委任をし、給与規則の告示文9ページの附則第2項において2万6,000円、加算額につきましては、給与規則の新旧対照表の1ページ、第63条の4第3項において、距離加算については2区分の増設をして、上限額を5万8,000円に改正するものであります。今後、人事院規則の改正に伴い、段階的に引き上げていくこととなっていきます。

次に、34条、再任用職員についての適用除外について、これまで再任用職員については、同条の規定により扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の適用を除外しておりましたが、民間の状況及び幅広い職域や勤務地で再任用職員を活用するため国が支給対象とすることから、単身赴任手当の支給を規定しております第20条を削るものでございます。

次に、附則第18項、55歳を超える職員の給与の減額支給について。平成22年から55歳を超える職員については、その給与を1.5%減額して支給をしてまいりましたが、このたび給料表を見直すことから、平成30年3月31日をもって廃止するものでございます。

今度は議案の13ページをごらんください。給料の切りかえに伴う経過措置として、附則第3項で、給料表の水準引き下げに際し、激変を緩和するために、平成30年3月31日までの3年間に限り、改正前の給料月額を支給する。同様に、第6項で、期末・勤勉手当における役職加算の計算基礎額となる給料月額を改正前の給料月額とすることを規定しております。

なお、附則第4項は、給料表の水準引き下げに際し給料月額が下がらないもの、附則第5項は、新採用者に対し、その他の職員とのバランスが崩れる場合においてという規定でございます。

次に、新旧対照表の2ページをごらんください。給料表の改正についてでございます。本年度の人事院勧告における給料の総合的見直しにおいては、特に民間賃金の低い地域

を中心に、公務員給与が高いのではないかなどの指摘が依然として見られる、また、職員の平均年齢が上昇し、職員構成の高年齢化が顕著となってきていること、公的年金の支給開始年齢の段階的な引き上げに伴う雇用と年金の接続を図ることが求められていることなどを踏まえると、給与カーブの見直し等が必要である。さらに、公務に必要な人材を確保し、組織の能率的な運営を図っていく必要があるとして、給料改定が勧告されております。行政職給料表で申し上げますと、給料水準を平均2%引き下げますが、人材確保の観点から、1級の全号給と2級の12号給までは引き下げを行いません。また、3級以上の級の高位号給は、50歳代後半層の民間給与差を考慮して、最大で4%の引き上げとなります。また、5級及び6級には、勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から、それぞれ8号給を継ぎ足します。新旧対照表5ページの5級の86号給から93号給、6級の78号給から85号給がその部分となります。

参考までに、当町における平均的な年齢別適用給料について御説明をいたします。

お手元の新旧対照表の3ページ、左手のほうに号給が並んでますが、24号給の欄の右へ2つ進んでいただきました2級のところに22万7,200という数字が出てまいろうかと思えます。ここが平均的な運用でいいますと30歳ということになります。ちなみに改正前と比較しますとマイナス2,000円と、2,000円の減額ということが起きます。

続きまして、その同じページ、下のほうに進んでいただきまして、一番左側、32号給のところをごらんになっていただきたいと思います。中ほどにあります32のところです。右のほうに3つ進んでいただきましたところ、3級のところですが、27万6,800という数字が出てまいろうかと思えます。ここが平均的な運用でいいますと35歳ということになります。改正前と比較しますと5,600円の減額ということになります。

続きまして、1ページめくっていただきまして、一番左、52という数字のところを見ていただきまして、右のほうに3つ進んでいただきましたところ、31万400という数字が出てまいろうかと思えます。こちらのほうが平均的な運用でいいます40歳であります。改正前と比べますとマイナス6,200円、6,200円の減額ということになります。

続きまして、56のところ、56号給を見ていただきたいと思います。右のほうに4つ進んでいただきますと、35万8,900という数字が出てまいります。平均的な運用で45歳であります。改正前比較では、7,200円の減額ということになります。

次のページ、号給で76号給であります。右のほうに4つ進んでいただきますと、37万1,100という数字が出てまいります。こちらのほうで平均的運用、50歳であります。改正前比較は7,500円の減額であります。

少しページは戻るんですが、1つ前のところで、右側の号給、55のところを見ていただきたいと思います。こちらのほうは、現行でいいます正課長のところになりますが、表でいいますと6つ右へ進んでいただきますと、39万9,700という数字が出てまい

っています。56歳の正課長、平均的なところでいうとそういったところに行き当たるわけですが、対改正前でいいますと、マイナスの9,700円、9,700円の減額であります。

同じく次のページの77号給のところでは、77号給を右に5つ進んでいただきますと、38万6,600という数字が出てまいります。これは現行でいいますとおおむね副課長クラスということになりますが、こちらのほうが年齢で55歳の副課長クラスということになります。対改正前でいいますと、8,800円の減額ということになります。

行政職給料表につきましては、そういった形で見えていただいたとおりの減額が行われるということでもあります。

行政職以外の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本とし、同様の引き下げ改定を行いますが、医師に適用する医療職給料表（一）につきましては、医師の処遇を確保するという観点から、引き下げ改定は行いません。また、技能労務職の給与等につきましては、神河町技能労務職員の給与等に関する規則で規定しておりますので、同様に行政職との均衡を基本として引き下げを行います。

なお、再任用職員につきましては、行政職との均衡を基本に引き下げ改定を行うこととしております。

最後に、本条例の施行日は、平成27年4月1日ということとしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第12 第11号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第11号議案、神河町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第11号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、会議、研修時における有識者、講師等の招聘の際に旅費を支給することに対応するため、本条例中第1条及び第3条第4項において、職員以外の者が町の機関の依頼に応じ旅行した場合には旅費を支給する規定に改正するものでございます。

また、あわせて、第6条において、文言表記を正しいものに修正することを同時に行うものです。

なお、本条例の施行期日については、平成27年4月1日から施行し、経過措置とし

て、条例施行の際に職員以外の者に現に支給されている場合は、改正後の規定を適用するものとしています。

以上が提案の利用でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第13 第12号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第12号議案、神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第12号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町立学校施設使用料の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、別表第1においては、文言表記を正しいものに更正するものであり、別表第2においては、平成26年3月の神河町婦人会の閉会に伴い、免除団体の欄に婦人会の記載が残っていたものを削る改正でございます。

また、別表第2の改正に関しては、あわせて減額団体の欄に「単位婦人会」と記載がありますが、これについては、地区において婦人会または婦人会を引き継ぐ団体が現存していることに配慮するため、「単位婦人会」の次に括弧書きとして「（当該団体を引き継ぐ団体を含む。）」を追加したものでございます。

なお、本条例の施行期日については、さかのぼって、または直ちに影響を与えるものではないため、公布の日に施行いたします。

以上が提案の理由でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第14 第13号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第13号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第13号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件であります。

改正点は2点あります。1点目は、平成27年1月1日施行で地方税法が改正された

ことにより、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱も改正され、条文ずれが生じるため、神河町福祉医療費助成条例も同様に条文ずれを改正するものです。

2点目は、母子家庭等医療費助成について、受給資格者等より所得制限見直しの要望があり、検討をしていましたが、町単独事業として平成27年7月1日から平成26年7月1日施行前の所得制限に戻すこととしたために、条例改正をするものです。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細説明を住民生活課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。先ほど町長が説明いたしました2つの改正点について説明をします。

1つ目の地方税法改正による第4条第2号中第5項を第6項に改める点についてでございますが、重度障害者への医療助成事業を行う場合の要件としまして所得制限がございます。すなわち重度障害者本人及び扶養義務者の町民税所得割税額の合計額が23万5,000円未満ならば医療費助成事業が受けられるというものです。しかし、この町民税所得割税額計算の際、福祉医療費助成事業について、住宅借入金等特別税額控除は適用しないとなっています。このたび地方税法が改正をされ、この住宅借入金等特別税額控除についての条文ずれがありましたので、神河町福祉医療費助成条例も同様に条文ずれを改正するものです。

2つ目の改正点の母子家庭等医療費助成についてですが、兵庫県の制度改正により、平成26年7月1日から所得制限を児童扶養手当の全額支給される世帯のみとし、一時支給の世帯は受給できなくなりました。161人おられた受給者が41人まで激減し、所得制限の緩和を訴えられる声が大きかったため、町単独助成事業として平成26年7月1日施行前の所得制限に戻すこととしました。

神崎郡内では福崎町が平成26年度内に以前の所得制限に戻され、市川町と神河町が平成27年7月1日から以前の所得制限に戻す予定としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第15 第14号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第14号議案、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第14号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本議案は、国民健康保険の出産育児一時金の総額 42 万円の支給には変更ございませんが、健康保険法施行令第 36 条における産科医療補償制度の掛金が見直され、3 万円から 1 万 6,000 円に引き下げられたことに伴う条例改正でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細説明については、住民生活課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。現在、国民健康保険の出産育児一時金は 42 万円でございます。これは被保険者が出産したときに健康保険が適用されないため、被保険者の負担軽減のため支給をされています。支払い方法は、神河町国民健康保険から国保連合会を通して医療機関に直接支払っております。42 万円を直接被保険者の町民の方に支払っているわけではございません。

この 42 万円の出産育児一時金の内訳がこのたび変更になりました。改正前は 39 万円の支給額と 3 万円の加算額で計 42 万円の支給でありまして、その 3 万円の加算額の内容は、産科医療補償制度加入医院等で出産するときの保険の掛金でございます。この掛金がこのたび 3 万円から 1 万 6,000 円に改正されました。1 万 4,000 円の値下げになりましたので、1 万 4,000 円と 39 万円を合算して、支給額は 40 万 4,000 円、加算額は掛金の 1 万 6,000 円として、合計 42 万円を支払うものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 16 第 15 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 16、第 15 号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 15 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本条例は、介護保険料に関して必要な事項を定めております。このたびの改正理由は、1 点目、介護サービス給付費の所要額に対して必要な保険料を算定したことに伴い、保険料を改定したこと、2 点目、あわせて納期を 4 期から 8 期に改正したこと、3 点目、

町に指定申請できる介護予防支援事業所を法人に限定したこと、4点目、介護予防・日常生活支援総合事業への移行を平成29年4月1日から実施することを規定するものがあります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。第15号議案の詳細について御説明申し上げます。

議案書の次に神河町介護保険条例新旧対照表、介護保険法施行令新旧対照表及び介護保険料改定比較表を添付しております。

なお、この資料につきましてもページを記しておりません。大変申しわけございません。

このもので説明をさせていただきたいと思います。

まず、第2条、保険料率の改定でございます。介護保険法施行令新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この保険料率は、介護保険法施行令第39条に基づいて設定をいたしております。このたびは介護保険事業計画の見直しになり、第6期介護保険事業計画策定により、サービス給付費の増加に伴い引き上げをいたしております。

なお、この第6期介護保険事業計画の策定につきましては、この会期中にまた計画書の承認をいただきたく、今、検討しておりますので、よろしく願います。

この施行令が改正されたことに伴い、段階も変更をいたしております。新設された号は、第39条第1項第4号、第8号及び第9号で、従来の第4号以下、1号を繰り下げとなっております。

保険料率につきましては、介護保険料改定比較表をごらんいただきたいと思います。一番最後のところに資料を添付させていただいております。この表で改正された標準となる率を記載しております。第5段階の介護保険料の月額、年額欄を太枠で囲んでおりますが、このものを標準基準額としております。第2段階において、本来の10分の7.5を適用するところを、低所得者層に配慮し、10分の6.5としております。第6段階では、10分の10を超える割合となっておりますので、その部分につきましては10分の12に、第7段階以降については記載の割合で改定をいたしております。

大変申しわけございません。介護保険条例新旧対照表をお願いいたします。第2条第2項から第5項は、介護保険法施行令の改正に伴い金額を改正、新規規定をいたしております。

次に、第3条、普通徴収に係る納期でございます。これまで年4回に分けて納付いただいていたものを4回ふやし8回にするものでございまして、7月から翌年の2月までといたしております。

第4条は、施行令の改正に伴う各号の改正でございます。

次に、第12条でございますが、新たに指定介護予防支援事業所の指定に関する基準を規定するものでございます。これは、介護保険法の改正に伴い、法人と規定するものでございます。

以下、第12条から第16条までを1条繰り下げ、第17条を第18条にするものでございます。

附則に1項を加え、第15項では、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律、附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置でございまして、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで従来そのままそのものを実施し、平成29年4月1日から行うことを規定するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

それでは、午前中に引き続きまして、日程に入ります。

日程第17 第16号議案及び第17号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第16号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び第17号議案、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程2議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 関連がございますので、第16号議案、第17号議案を一括提案させていただきます。提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

改正の理由は、介護保険法関連法案が改正され、地域密着型サービスの基準及びサービスの名称の一部変更によるものでございます。

第16号議案は、神河町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

1、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、2、夜間対応型訪問介護、3、認知症対応

型通所介護、4、小規模多機能型居宅介護、5、認知症対応型共同生活介護、6、地域密着型特定施設入居者生活介護、7、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の人員に関する基準、運営に関する基準等の一部改正並びに複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に名称変更するものであります。

第17号議案は、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

1、介護予防認知症対応型通所介護では人員及び設備に関する基準、2、介護予防小規模多機能型居宅介護では人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、3、介護予防認知症対応型共同生活介護では基本方針、設備に関する基準、運営に関する基準の一部改正するものであります。

詳細につきまして健康福祉課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。第16号議案、第17号議案の詳細について御説明申し上げます。

改正の理由につきましては、町長が先ほど申し上げましたとおり介護保険法関連法案が改正され、地域密着型サービスの基準及びサービスの名称の変更等によります条例の一部改正をするものでございます。

第16号議案書の新旧対照表をお願いいたします。第6条は、厚生省令第37号で規定していたものを法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例、県基準条例に改正するものでございます。

また、同条第5項8号中、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に名称変更するものでございます。

第23条第2項は、評価の規定を改定するものでございます。

続きまして、第32条第2項は、指定訪問看護事業所の追加と事業名の改正をするものでございます。

次に、第48条、第51条は、県基準条例に改正するものでございます。

第60条は、文言を追加するものでございます。

第63条は、同条第3項ただし書きの場合には届け出義務を追加し、第4項で規定し、第4項を第5項に規定するものでございます。

第65条は、文言等を追加するものでございます。

第78条の2、事故発生時の対応につきましては、規定されていなかったため新たに規定するものでございます。

第79条は文言の改正をし、第80条では「第40条」を削除するものでございます。
第82条第6項は、新たに表を設け、第7項、8項は名称の変更し、第10項は第6項で表を追加したことに伴い文言改正をするものでございます。

第83条第1項は、前条第6項の改正に伴う文言改正並びに文言の追加をし、同条第3項も文言の追加をするものでございます。

第85条第1項第1号は、登録定員の改正を行い、利用定員を新たに規定するものでございます。

第91条は文言の改正、第106条は各号を削除するものでございます。

第110条第4項及び第111条第1項は名称の変更、第113条第1項は共同生活住居の数を追加規定するものでございます。

第121条は、「地域密着型」の前に「指定」を追加するものでございます。

第130条第9項、第10項及び131条は名称の変更で、第135条は条文を削除するものでございます。

第148条第2項で第9号を削除し、第151条第4項、第8項第1号及び第12項は文言の追加、第13項は文言の削除、第15項、16項は名称変更、新たに1項を追加し、第17項としております。

第152条は文言の追加、第167条及び第171条は句読点の追加、176条第2項は記録の整備で、第6号の次に1号を追加、第180条第1項第3号は文言の追加をするものでございます。

第9章の見出しは、名称の変更でございます。

第190条、第191条各項、第192条及び第193条は、名称の変更でございます。

第194条は、各項の中で名称の変更及び第2項第1号は登録定員の改正を行い、利用定員を新たに規定するものでございます。

第195条から202条は、名称の変更に伴う改正でございます。

次に、17号議案書の新旧対照表をお願いいたします。

第7条は、同条第3項ただし書きの場合には届け出義務を追加し、第4項で規定し、第4項を第5項にし、第5項中、前3項を第1項から第3項に改めるものでございます。

第8条は、第44条第6項の改正に伴う号を削除するものでございます。

第9条第1項は、上位法の改正に伴う文言の改正で、同条第2項は第8条と同様でございます。

第37条は、第3項の次に第7条第4項に規定するサービス提供により事故が発生した場合に必要な措置を第4項で新たに規定するものでございます。

第44条第6項は、第6項で表を追加したことに伴い文言改正をするもので、各号を削除するものでございます。

また、同条第7項及び第8項は、名称の変更をし、同条第10項は上位法の改正に伴

い項の改正及び文言の改正をするものでございます。

第45条第1項は、前条第6項の改正に伴い改正をし、県基準条例により改正をするものでございます。

第46条は、第16号議案の第193条中の一部改正に伴い改めるものでございます。

第47条第1項は、登録定員を25人から29人に改め、同条第2項第1号は利用定員を新たに規定するものでございます。

第63条は、第44条第6項の改正に伴い各号を削除するものでございます。

第65条は、第37条において改正したことに伴い改めるもので、第66条第2項は評価の規定を改正するものでございます。

第70条は上位法の改正に伴い改め、第74条第1項は共同生活住居の数を追加規定し、第86条は第37条の一部改正に伴い改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第18 第18号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第18号議案、神河町児童センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第18号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町児童センター設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例は、子育て支援事業の児童センターきらきら館事業と子育て学習センターおひさま教室事業の活動拠点施設を平成27年4月1日から児童センターきらきら館とすることに伴い、神河町児童センター設置条例の一部を改正するものでございます。

また、あわせて教育委員会要綱の子育て学習センター事業実施要綱の一部も改正いたします。

これまで児童センターきらきら館では、幼児から児童を対象とした総合的な子育て支援や健全育成事業を推進してまいりました。また、大河内保健福祉センターでは、主に就園前の幼児と保護者を対象にした子育て相談や子育てグループの育成など子育て教育支援事業を中心に活動を展開してまいりました。このたび児童センターきらきら館を拠点として、これらの事業を一体的に進めることで指導体制の充実とより一層の事業連携を図り、保護者ニーズに合わせた細やかで効果的な子育て支援を推進しようとするものです。

なお、詳細説明を教育課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田でございます。それでは、第18号議案の詳細説明を申し上げます。

まず、次ページの新旧対照表をごらんください。条例の改正部分は、第7条に適用除外の項目を追加し、以下の項目を繰り下げるものでございます。

内容につきましては、次のページ以降に参考資料として条例の全文、また子育て学習センター事業の実施要綱を添付しておりますので、それにより御説明をいたします。

まず、次のページの設置条例をごらんください。第7条で神河町子育て学習センターの事業の実施に関しては、第5条及び第6条の規定は適用せず、教育委員会で別で定めることとしております。第5条につきましては開館時間について、第6条は休館日についての規定で、児童センターは毎週月曜日と年末年始の12月27日から翌1月6日までは原則開設しないという規定になっております。

次の子育て学習センター事業実施要綱をごらんください。ここでは第3条の中で、子育て学習センター事業につきましては毎週月曜日から金曜日まで開設することとしております。

そこで条例の5条、6条を適用外とすることで月曜日や年末年始の1月4日から6日についても大河内保健福祉センターで事業を実施することができ、あわせて要綱の第2条につきまして児童センターきらきら館を追加することで土曜日、日曜日にはきらきら館で子育て学習センター事業を開設することができるようになります。これによりまして拠点施設、児童センターきらきら館を中心に子育て中の皆さんに対して子育て相談の事業をほぼ毎日することとなり、細やかで効果的な子育て支援を町全体で推進していこうとするものでございます。

以上で改正の内容につきましての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第19 第19号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第19号議案、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第19号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本条例は、町の水道事業の給水についての料金及び配水管または給水装置工事の費用

負担、その他の供給条例並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めております。

このたびの改正内容は、条例第15条の開発協力金の規定を削除するものでございます。

開発協力金は、区域内の宅地分譲やアパート、マンション、寮、工場、事務所、事業所、店舗、病院その他の開発等の建築物へ給水に応じる場合、事業者は水源の確保、水道施設の機能強化、拡充、改良を行う費用の一部に充てるための開発協力金を町へ納入を定める規定でございます。

町といたしまして子育て、雇用、人口対策は最重要課題として幅広く取り組んでいるところでありますが、水道事業においては人口の減少等により毎年給水量が減少し、それに伴い料金収入が減収となり、経営上大きな課題となっています。今後の整備に伴う起債償還等の財源確保のために安定した料金の収入増が必要であり、そのためには人口増や企業等の誘致が必要と考えます。開発事業者等の負担を少しでも軽減し、民間活力等のより一層の活用を図るため、現在条例化している開発協力金については廃止するものでございます。

以上が提案理由及び内容でございます。

詳細説明につきまして上下水道課長から行いますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（橋本三千也君） 上下水道課の橋本でございます。第19号議案について詳細を御説明させていただきます。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。開発協力金は、事業者個人が保有する部分を除くものとして、宅地分譲については公共施設用地を除いた敷地面積1平方メートル当たり、アパート、マンション、寮については延べ床面積1平方メートル当たり、工場、店舗、病院等については延べ床面積1平方メートル当たりそれぞれ750円の額が納入額の算出根拠であります。

今後、人口増等による安定した料金収入をふやす施策が必要で、町全体で最重要課題として取り組んでおります子育て、雇用、人口対策等により人口増や企業等の誘致が進み、給水量の増を期待しているところではございますが、家賃補助や企業誘致に伴う減免対策等の一方、宅地開発、アパートの建設や工場等の事業者に対しては開発協力金の納入による負担をお願いすることになっております。

新たに発生する給水に対して取水量初め供給量等にも余裕はあり、設備投資等が現時点では不必要で、また給水に伴う工事等については事業者のほうで実施することが原則となっており、新たな給水に伴う工事費等も発生しません。有収率の向上や老朽化施設等の更新に毎年多額の費用が発生し、今後予定している各施設の改良事業に多額の費用

が必要となってきます。新規給水の増により安定した料金収入が見込めるため、当項目の廃止を行っても特に問題はないものと考えております。

県内で同規定を設けているのは市川町、福崎町及び猪名川町で、多可町ではありません。福崎町でも廃止を含め検討していると伺っております。

なお、この条例改正に伴い関連する水道給水規則第19条第2項にあります事業者が前条の規定に基づき水源を提供したときは開発協力金の一部を免除することができるものとするとの条項を削除する規則改正を行います。

なお、施行期日については、27年4月1日からとしております。

以上で詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第20 第20号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第20号議案、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第20号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本条例は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに水質保全を図るための生活排水処理施設の設置について必要な事項を定めております。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。このたびの改正内容は、同条例の第2条において処理施設の名称、処理場の位置及び処理区を定め、別表第1として掲げていますが、粟賀南部浄化センターと大山浄化センターの処理場位置の表示に誤りがあり、粟賀南部浄化センターは神河町貝野518番地の1に、大山浄化センターは神河町吉富1767番地の1にそれぞれ改正を行うものであります。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第21 第21号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第21号議案、姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第21号議案の提案理由について御説明申し上げます。

第21号議案、姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結の件でございます。

本協約は、姫路市を連携中枢都市として、相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町の7市8町が協議し、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結しようとするものでございます。

この連携中枢都市圏とは、人口減少、超高齢社会に対応するため地方の新たな広域連携の仕組みとして国が平成27年度から始める連携中枢都市圏制度に姫路市が連携中枢都市として播磨圏域の各市町と対等な関係のもと独立的、主体的に連携し、産業界、大学、金融機関などとも協力して播磨圏域の経済を活性化し、圏域の魅力を高めるとともに、住民の皆さんが安心して快適に暮らすことのできる圏域づくりを進めようとするものであります。

この取り組みに対する国の財政支援は、連携中枢都市の姫路市には約5億円、その他の市町には上限で各1,500万円程度の交付税措置が毎年見込まれるとされています。

本年度から連携中枢都市圏構想の本格実施に向けて近隣の8市8町が協議を重ねてまいりましたが、このたび赤穂市を除く7市8町と連携協約の締結について協議が調ったことから本議会において議決を得ようとするものでございます。

なお、今回参加を延期した赤穂市とは早期の連携協約締結に向けて今後も協議を続けていくとのことであります。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては総務課長から御説明させていただきますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。詳細について御説明をさせていただきます。

議案ページの記の下のところ、協約のところを見ていただきたいと思います。

前文につきましては、本連携協約が総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱に定める連携中枢都市圏を形成するために当町と姫路市が地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき締結する協約であることを定めたものでございます。この前文により、連携中枢都市圏という文言が総務省の要綱によるものであること及びこの連携協約が地方自治法第252条の2に定める連携協約であることを明記しております。

第1条につきましては、連携中枢都市圏構想推進要綱に定めるコンパクト化とネットワーク化の観点から当町と宣言連携中枢都市である姫路市が連携して圏域全体の経済を

牽引し、圏域の住民全体の暮らしを支えることなど本連携協約の目的を定めております。

第2条につきましては、当町と姫路市が役割を分担して、第3条に規定するさまざまな分野で連携する旨を定めております。

第3条につきましては、連携する取り組みと役割について総務省の圏域全体の経済を牽引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3つの役割に分けて総務省の要綱に沿って定めています。まず(1)につきましては圏域全体の経済成長の牽引及び(2)高次の都市機能の集積・強化につきましては、全連携市町の連携協約で全て同じ項目となっております。(3)圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る項目につきましては、各市町ごとに項目の相違があります。本連携協約は、当町が連携する項目のみの協約となっております。

その取り組み内容についてですが、まず第3条の(1)です。圏域全体の経済成長の牽引に係る項目は、4項目あります。まず、a、産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備は、播磨圏域経済成長戦略の策定、推進及び進捗管理を行うものであります。b、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成。c、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大。d、戦略的な観光戦略は、播磨圏域経済成長戦略に掲げている3つの方向性、物づくり力の強化、地域ブランドの育成、交流人口の増加にそれぞれ対応した事業として連携して推進していくものです。

次に、(2)高次の都市機能の集積・強化に係る項目につきましては、3項目あります。まず、a、高度な医療サービスの提供については、県と協力しながら広域的な救急医療体制の充実を図っていくものです。b、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築については、圏域全体に対する高度で専門的な都市的サービスを提供するため姫路駅周辺の整備などに取り組んでいくものです。c、高等教育・研究開発の環境整備については、将来の圏域を担っていく人材の育成支援、高等教育、研究開発環境の整備に取り組んでいくものであります。

次に、(3)圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る項目は、14項目あります。

まず、ア、生活機能の強化に係る政策分野について御説明を申し上げます。

(ア) 地域医療に係る取り組みであるa、感染症予防対策及び健康管理等の強化は、関係市町全体で新型インフルエンザ等の感染症予防に取り組むものであります。

(イ) 福祉に係る取り組みであるa、成年後見支援体制の充実は、認知症などによって物事を判断できる能力が十分でない方が地域で安心して生活を営めるよう成年後見支援体制の充実に取り組むものであります。b、障害者施策の充実につきましては、障害福祉制度の円滑な運営及び障害福祉サービス等の質の向上改善等に取り組むものであります。

(ウ) 教育・文化・スポーツに係る取り組みであるa、スポーツ振興につきましては、

各種スポーツ合宿、スポーツ大会の誘致や住民がさまざまなスポーツに触れる機会を提供をすることでスポーツの振興に取り組むものであります。b、文化芸術振興は、文化芸術の振興に取り組み、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るものです。c、社会教育施設の相互利用は、住民の社会教育活動を支援するため圏域内の社会教育施設の相互利用を図るものです。d、文化財等の保護及び活用は、圏域の文化財を保護活用し、地域の歴史・文化に対する住民の認識向上を図るものです。

(エ) 地域振興に係る取り組みであるa、雇用対策は、若年求職者や女性等の就労につながる各種支援に取り組むものです。b、多文化共生社会の推進は、地域住民と在住外国人等との交流促進に取り組むものです。

(オ) 災害対策、a、災害対策につきましては、大規模災害発生時等の相互応援や地域防災力の向上のため減災・防災体制の充実を図るものです。

(カ) 環境に係る取り組みであるa、地球温暖化対策につきましては、低炭素、資源循環型社会の形成、温室効果ガスの排出削減に寄与する取り組みを行うものです。

次に、イ、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野について御説明をいたします。

(ア) 地域公共交通に係る取り組みであるa、地域公共交通ネットワークの維持・形成につきましては、地域住民の移動手段、利便性の向上等を図るためバス、鉄道路線など地域公共交通ネットワークの維持・形成に取り組むものです。

(イ) 地域内外の住民との交流・移住促進に係る取り組みであるa、移住・定住対策は、移住・定住希望者のさまざまなニーズ等に対応するため地域の特徴を生かした対策に取り組むものです。

最後に、ウ、地域マネジメント能力の強化について御説明をいたします。

(ア) 地域内市町の職員等の交流に係る取り組みであるa、人材育成、交流は、連携市町の職員の資質、公務能力の向上を図るとともに、職員間の交流を深め、相互の連携強化を図るものです。

なお、基本的な役割分担の考え方ですが、(1)圏域全体の経済成長の牽引に係る取り組みについては、連携市町の協力のもと姫路市が中心となって取り組むこととなっております。(2)高次の都市機能の集積・強化につきましては、同じく連携中枢都市として姫路市が取り組むこととしております。(3)圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る取り組みについては、当町と姫路市が連携して事業に取り組むこととしております。

第4条につきましては、第3条に規定する取り組みに係る当町及び姫路市の費用分担について定めています。各市町との連携協約締結後に策定予定の連携中枢都市圏ビジョンにおいて、連携事業ごとの費用分担を別途定めることとしております。

第5条は、当町町長と姫路市長が少なくとも毎年1度、年に1度は協議を行うことを定めております。

第6条につきましては、本連携協約の廃止について、当町と姫路市の協議による合意

が得られない場合、当町または姫路市の一方が議決を経て本協約の失効を求める旨を相手方に通告した場合は、通告の2年後に本協約が失効する旨定めております。

なお、連携協約の廃止について定めている地方自治法第252条の2第4項は当町と姫路市が協議により合意の上で連携協約を廃止させる場合を想定しており、その協議が調わない場合に対応するため本協約の第6条第1項は、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て一方の市または町からの通告により連携協約を失効させることができる旨規定するものであります。

また、第2項では、第1項の規定により失効させる場合は、継続中の連携事業への影響を考慮し、通告から失効まで2年間の猶予期間を設けるとしております。

議案の説明につきましては以上ですが、お気づきの方もいらっしゃるかもしれませんが、第1条第1項第1号等々細目の立て方が通常の場合と違ってありまして、連携市町全ての形を一旦形にした上でそれぞれの該当する部分だけを抜き出しているということでありまして、姫路市の関連でこの形を変えることができない、姫路市と全く同じ体裁をとらなければいけないということから少し体裁が違うということも含めて御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第22 第22号議案から第32号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第22号議案、神河町公の施設（神河町観光交流センター）の指定管理者指定の件、第23号議案、神河町公の施設（新田ふるさと村）の指定管理者指定の件、第24号議案、神河町公の施設（神崎いこいの村グリーンエコ―笠形）の指定管理者指定の件、第25号議案、神河町公の施設（神河町グリーンエコ―笠形体育施設）の指定管理者指定の件、第26号議案、神河町公の施設（神河町農村環境改善センター）の指定管理者指定の件、第27号議案、神河町公の施設（神河町木工芸センターかんざきピノキオ館）の指定管理者指定の件、第28号議案、神河町公の施設（神崎農村公園ヨーデルの森）の指定管理者指定の件、第29号議案、神河町公の施設（神河町水車公園）の指定管理者指定の件、第30号議案、神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件、第31号議案、神河町公の施設（ホテルモンテ・ローザ）の指定管理者指定の件、第32号議案、神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件を議題といたします。

上程11議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、第22号議案の神河町公の施設（神河町観光交流センター）の指定管理者指定の件から第32号議案の神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件までは、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

これらの議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、指定管理者選考についての考え方を申し上げますと、良好な管理運営を行い、一定の地元雇用や地元への経済効果があり、当初の施設の設置目的を達成していると判断できる施設につきましては、現指定管理者が継続して施設運営を行いたいとの意向であれば引き継いで指定したいと考えています。

また、指定管理期間であります。平成27年度末までに観光施設保全管理活用整備計画を策定する計画でありますので、その整備計画の結果を早目に次回の指定管理契約に反映させるべく、今までは3年間の契約期間としていましたが、今回は2年間、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの契約としたいと考えています。

峰山高原ホテルリラクシアとホテルモンテ・ローザにつきましては、姫路キャッスルホテルから契約終了の申し出がありましたので、公募して選考いたしました。

なお、詳細につきましては地域振興課長が申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課の野村でございます。それでは、議案第22号から第32号までの神河町公の施設の指定管理者指定の件につきまして詳細説明を申し上げます。

概要は、先ほど町長が説明したとおりであります。

12月議会で指定管理につきまして神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例を一部改正したいと申し上げ、その後、改正の検討を進めてまいりましたが、平成29年度に観光施設整備計画に基づいた指定管理をする予定であることから、この整備計画の内容が決まってからそれに合わせて改正するほうがよいだろうとなり、今回は改正せずに、今まで同様の選考で指定いたしております。

まず、第22号議案の神河町観光交流センターの協定書をもとに御説明申し上げます。

まず基本協定書であります。前書きに神河町を甲、指定管理者を乙と規定して、第1条で目的、第2条で施設ごとの公共性及び民間事業の趣旨の尊重をうたい、第3条で管理の基準、第4条で基本協定以外の規定の適用関係、第5条で指定期間を平成27年4月1日から平成29年3月31日までとしております。

第6条で施設ごとの基本的な業務の範囲、第7条で個人情報の保護、第8条で情報の公開、第9条で施設ごとの会計区分、第10条で事業報告書の作成及び提出、第11条で甲、乙の費用負担、第12条で乙に対して地方自治法に規定する調査や監査を行うことができるとしています。

第13条で財産の管理、第14条で施設の維持修繕等について収益性のある施設、新田ふるさと村等につきましては1件当たり30万円未満の修繕は乙が費用負担をすると

決めております。

第15条で甲の基本協定等の解除、第16条で乙の基本協定等の解除、第17条で損害賠償、第18条で危険負担、第19条で原状回復義務、第20条で一括委任または一括下請の禁止、第21条で権利譲渡の禁止、第22条で物価の変動等による事業に係る対価の変更、第23条で指定管理業務の引き継ぎ、第24条で信義則、第25条で疑義等の決定、第26条で当該事業年度における協定をうたっています。

別記では、個人情報取扱特記事項を記載しております。

また、指定管理者年度協定書につきましては、第2条に年間の指定管理料を規定し、第4条で料金や事業収入等は乙の収入として収受させると規定しております。

なお、基本協定書も年度協定書もそれぞれの条文は3年前と同じ内容であります。

まず、第22号の観光交流センターであります。今までどおり神河町観光協会を指定管理者とし、指定管理料は前年と同額の年間90万円としたいと考えております。

第23号の新田ふるさと村は、今までどおり新田ふるさと村管理組合を指定管理者とし、指定管理料はなしの予定です。

続いて、第24号の神崎いこいの村グリーンエコー笠形も今までどおり株式会社グリーンエコーを指定管理者とし、指定管理料はなしの予定です。

第25号の神河町グリーンエコー笠形体育施設も今までどおり株式会社グリーンエコーを指定管理者とし、指定管理料は前年同額の年間720万円の予定であります。

第26号の神河町農村環境改善センターも今までどおり株式会社グリーンエコーを指定管理者とし、指定管理料は前年と同額の年間360万円の予定です。

第27号の神崎木工芸センターかんざきピノキオ館も今までどおり株式会社山田宮農を指定管理者とし、指定管理料は前年と同額の年間300万円の予定であります。

第28号の神崎農村公園ヨーデルの森も今までどおり株式会社クラウドイトを指定管理者とし、指定管理料はなしの予定です。

第29号の神河町水車公園も今までどおり農産物消費組合を指定管理者とし、指定管理料は前年と同額の年間300万円の予定です。

第30号のリラクシアと第31号のモンテ・ローザは、後から申し上げます。

第32号のわくわく公園であります。今回は公募せずに施設の地元の長谷地域の住民がつくられた株式会社長谷を指定管理者として選考したいと考えていますので、よろしく願いいたします。指定管理料ですが、昨年よりも1万9,000円安い155万5,200円で協議いたしております。

さて、第30号のリラクシアと31号のモンテ・ローザであります。昨年の11月7日から28日までホームページで指定管理者の公募を行い、その後、現地説明会も開催いたしました。その結果、リラクシアには株式会社マックアースとイコール株式会社が応募し、モンテ・ローザにはイコール株式会社と株式会社田舎暮らしからの応募がありました。その後、12月12日にプレゼンテーションを行い、選定委員が採点しました。

結果、リラクシアは株式会社マックアース、モンテ・ローザは株式会社田舎暮らしとなりました。この経過につきましては、1月8日の全員協議会で御報告したとおりであります。

指定管理料につきましては、マックアースはなしで、田舎暮らしは500万円となりましたが、田舎暮らしにつきましては、その後、平成27年度の地域人づくり事業で継続して今の地元従業員を雇用するための人件費を支給することで指定管理料を300万円とすることと話はついております。

なお、マックアースと田舎暮らしの会社概要は、先ほどお配りしました資料のとおりであります。

以上で公の施設の指定管理の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第23 第33号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第33号議案、神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約締結事項の変更の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第33号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約締結事項の変更の件でございます。平成26年9月26日に工事請負契約を締結した後、3月10日の完成を目指して賃貸住宅の建築を進めてまいりましたが、その間、本体工事や外構工事等に変更が生じたので、当初契約金額の2億1,060万円から535万320円増の2億1,595万320円とする変更契約を結びたいと提案するものであります。

詳細につきましては地域振興課長が申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。それでは、第33号議案の内容につきまして御説明申し上げます。

新野の地域優良賃貸住宅、いわゆる若者世帯住宅につきましては、1月22日の産業建設常任委員会の現地調査のときに少し御説明申し上げましたが、建築に取りかかって以降に地元区との協議や住宅性能評価での指導、また居住者の安全性を高めるための設計監理業者や建築請負業者との協議の結果等の理由によりまして変更項目が生じてしま

いましたので、変更契約を結びたいと提案するものでございます。

変更の内容につきましては、次のページのA 4 表裏の変更契約内容一覧表に記載しております。

1 番から 1 9 番までの変更項目であります。1 番の外部階段、廊下に手すりを追加につきましては、次のページのA 3 の変更設計図の 1 に記載しておりますが、住宅性能評価申請のときに申請していただいた日本 E R I 株式会社から指導を受けたものでございます。この住宅性能評価申請につきましては、設計図書が公営住宅の参酌基準を満たしていることを外部組織から評価してもらうために申請したものであります。

次に、2 番の 2 階共用廊下手すり笠木をアルミ製から集成材に変更につきましては、A 3 図面の変更設計図の 2 に記載しております。住民がアルミ製笠木の突出部にぶつかった場合、けがをしないように木製に変更いたしました。

3 番の屋外鉄骨階段の塗装仕様を変更につきましても変更設計図の 2 に記載しておりますように美観上変更いたしました。

4 番のユニットバス床下に断熱材張りを追加につきましては、変更設計図の 3 に記載しております住宅性能評価申請時の指導による変更でございます。

5 番の A W - 1 と A W - 3 の窓ガラス仕様を変更につきましては、変更設計図の 4 に記載しておりますが、住宅性能評価申請時の指導によりまして音の反響を抑えるために 3 ミリと 3 ミリの複層ガラスを 3 ミリと 4 ミリの複層ガラスに変更するものでございます。

6 番の玄関ドアの取っ手と鍵の変更につきましても、変更設計図の 4 のように取っ手の安全性と防犯性能を高めるために変更いたしました。

7 番の各棟階段室に外灯追加につきましては、変更設計図の 5 に記載しております。防犯面から照度を上げたほうがよいと判断して変更いたしております。

8 番の A 棟、C 棟の電気引き込みルート変更につきましては、変更設計図の 6 に記載しておりますが、関西電力との協議により現在の位置に変更いたしました。

9 番の前面道路歩道部分の舗装、植樹撤去及び復旧によるアスファルト舗装につきましては、変更設計図の 7 に記載しておりますように美観をよくするためと地域からの要望により変更いたしております。

1 0 番の東側あぜに土間コンクリート舗装追加は、変更設計図の 8 に記載しておりますが、隣接の所有者との協議によりまして追加工事を実施いたしました。

1 1 番の敷地北側あぜに土間コンクリート舗装追加は、変更設計図の 9 に記載しておりますように近隣との協議による対応であります。

1 2 番の敷地内駐車場の一部をアスファルト舗装からグラスパーキングに変更も変更設計図の 9 に記載しておりますとおり、敷地内の緑化率の 2 0 % 以上を確保するための変更であります。

1 3 番の敷地南側隣接地取り合い部改修及びアスファルト舗装、側溝追加につきまし

ても変更設計図の 9 に記載しております地元との協議の結果であります。

14 番の会所ふたの一部をグレーチングからコンクリートふたに変更は、変更設計図の 10 に記載していきまして、管理面からの変更でございます。

15 番のごみ収集ボックスをアルミ製既製品からスチール製に変更も変更設計図の 10 に記載しておりますが、ごみ収集がしやすいのと比較的安かったための変更であります。

16 番の車どめの一部取りやめも変更設計図の 10 に記載していきまして、今のところ台数が少ないのと車の切り返しが難しい駐車枠につきまして将来自転車置き場等に活用するために取りやめるものでございます。

17 番の A 棟南側外構計画の変更も変更設計図の 10 に記載しておりますが、第 2 駐車場への通路の設置のための通路を設ける変更でございます。

18 番の A 棟南東のり面部分の変更も変更設計図の 10 に記載しておりますとおり、車どめとバリカー設置による車両事故の防止の変更であります。

19 番の残土処分地を変更は、第 2 駐車場に入れる予定であったが、残土が余り入らなかったためと設計の運搬距離が遠くなり、運送費が高くなったための変更であります。

以上で変更契約に係る詳細説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願ひます。

ここで暫時休憩いたします。再開を 2 時 20 分といたします。

午後 2 時 03 分休憩

午後 2 時 20 分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、再開いたします。

日程に入る前に、先にちょっとお断りいたします。先ほどの第 27 号議案、神河町公の施設（神崎木工芸センターかんざきピノキオ館）の指定管理者指定の件のときに公の施設（神河町木工芸センターかんざきピノキオ館）と呼んでいました。済みません。訂正しておわびいたします。

それでは、日程に戻ります。

日程第 24 第 34 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 24、第 34 号議案、平成 26 年度神河町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 34 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、平成26年度神河町一般会計補正予算（第6号）でございまして、補正予算（第5号）以降に補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、年度内に執行できない事業について、第2表、繰越明許費、次に、第3表、地方債の補正、次に、町民税の減額と固定資産税の増額、次に、地域優良賃貸住宅建設補助金の増額、次に、国の補正によって歳入では地域住民生活等緊急支援交付金を、歳出では地域消費喚起・生活支援事業費と地方創生先行型事業費を新規に計上、次に、土地開発事業特別会計繰入金の減額、次に、地籍調査費の増額、次に、中播衛生施設事務組合負担金の減額、次に、千ヶ峰・三国岳線工事費負担金の減額、次に、林道水谷線工事請負費の減額、次に、環境対策育林事業補助金の減額、次に、緊急防災林整備事業負担金の減額、次に、道路橋梁補修工事請負費の減額、次に、町道改良工事請負費の減額、次に、消防団員退職報償金の減額、次に、寺前小学校屋内運動場の非構造物耐震強化補強工事請負費の減額、次に、寺前小学校大規模改造工事請負費の減額などでございます。

これらにより歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,478万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,294万4,000円とするものでございます。

詳細につきまして総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。第34号議案の詳細説明をいたします。

それでは、まず、6ページをお願いします。第2表、繰越明許費でございます。総合行政用コンピューター運営事業955万3,000円ほか4件、合計金額1億3,105万3,000円は、いずれも年度内の事業完了が見込めないため平成27年度へ繰り越すものであります。

続きまして、7ページをお願いします。第3表、地方債補正でございます。それぞれの事業の確定見込みにより限度額を補正するものでございまして、広域基幹林道開設事業は千ヶ峰・三国岳線で720万円減額の1,570万円、林道整備事業は水谷線の舗装新設で360万円減額の590万円、道路整備事業は町道勝山線ほか4件に係るもので520万円増額の4,970万円、地域優良賃貸住宅整備事業は3,970万円減額の1億3,150万円、消防施設整備事業は170万円減額の3,460万円、姫路市消防への消防車両整備負担金事業は60万円減額の2,940万円、小学校施設整備事業は1,200万円減額の1億8,110万円、幼稚園施設整備事業は630万円増額の3,220円でございまして、合計で5,330万円減額の14億1,458万5,000円となります。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。11ページをお願いいたします。歳入でございます。個人町民税は所得が増加しなかったことや納税義務者の減に伴い1,400万円の減額で、法人町民税は9号法人のうち1社が従業員50人を下回り、均等割額が減額となったことや企業収入が伸びなかったことにより300万円の減額でございます。

固定資産税は、償却資産大臣配分の減額が見込みより少なかったことや町内の事業所の設備投資が多くあったことにより2,094万9,000円の増額でございます。

町たばこ税は、消費量の減少により400万円の減額を見込んでおります。

地方交付税は、普通交付税について国の予算不足によって減額調整されていたものがこのたびの国の補正で復活しましたので、354万1,000円の増額でございます。

農林業費分担金の町単独林道補修事業受益者分担金は林道野上線分で34万9,000円の減額、町道改良工事受益者分担金は町道裏坂線等で109万円の減額でございます。

保育所運営負担金は、寺前、神崎両保育所とも保育料階層の高い児童の入所が多かったため274万7,000円の増額でございます。

使用料のケーブルテレビ使用料は、インターネット契約者の減少に伴い412万6,000円の減額でございます。

町営住宅使用料で柏尾、福本団地の空室による減額、比延団地は所得増による増額で、差し引き62万4,000円の減額でございます。

12ページ、学童保育クラブ施設使用料は利用者増によって104万9,000円の増額、町民温水プール使用料は利用者の減により41万5,000円の減額でございます。

国庫支出金の私立保育所運営負担金は乳児及び1、2歳児の入所が見込みより少なかったため448万1,000円の減額で、心身障害者福祉費負担金は実績見込みによる増額で23万1,000円の減額、児童手当交付金につきましても実績見込みにより280万9,000円の減額でございます。

社会福祉費補助金の地域生活支援事業補助金におきましても実績見込みによって124万4,000円の減額で、臨時福祉給付金給付事業費補助金の474万5,000円の減額で、子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金の101万5,000円の減額も実績によるものでございます。

土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましても、地域優良賃貸住宅に係るもので、減額補正をしておりましたが、県の配分によって復活し、2,063万9,000円の増額でございます。

消防防災施設整備費補助金は、防火水槽設置工事の入札減により39万6,000円の減額でございます。

特別支援学級就学援助費補助金、要保護児童生徒援助費補助金、幼稚園就園奨励費補助金につきましても、それぞれ交付内示により小学校補助金が6万7,000円減額、中学校費補助金が3万円減額、幼稚園補助金が5,000円減額でございます。

13ページ、地域住民生活等緊急支援交付金は、国の補正によりまして地域消費喚起・生活支援型として2,365万7,000円、地方創生先行型として2,818万9,000円が交付されるもので、繰り越しして平成27年度で執行いたします。

県支出金の私立保育所運営費負担金は、乳児及び1、2歳児の入所が見込みより少なかったことによるもので224万1,000円の減額。児童手当交付金につきましても、それぞれ実績見込みによりまして54万8,000円の減額でございます。

総務費県補助金のバス対策費補助金は補助対象経費の減額によって9万9,000円の減額で、市町振興支援交付金はコミュニティバス運行欠損額が減額となりましたので、169万4,000円の減額でございます。

民生費補助金では、人権啓発事業補助金で本人通知制度啓発分が加算となり、7,000円の増額となりました。重度心身障害者（児）介護手当補助金11万7,000円減額、グループホーム入所への補助である臨時特別対策事業補助金8万8,000円減額、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金10万円減額は、実績見込みによるものでございます。老人クラブ助成事業補助金1万4,000円減額と老人クラブ活動強化推進事業補助金12万8,000円の減額は、補助単価の減額に伴うものでございます。子育て支援交付金は基準額の確定及び補助率の改定によって274万4,000円の増額、保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましても基準額の確定及び補助率の改定によりまして24万6,000円の減額、児童虐待・DV対策総合支援事業補助金は補助金廃止のため20万5,000円の減額でございます。

地籍調査事業補助金ですが、平成27年度の要望額が国の予算額を上回っているため3割カットで配分される見込みであるため、平成26年度の残り分を追加補助で受け、繰り越しをして事業を行おうとするもので、1,890万円の増額でございます。農業地図システムの構築を全国農業会議所が行うこととなったため、農業委員会交付金の172万8,000円の増額と、事業を行う予定であった機構集積支援事業補助金は434万5,000円の減額でございます。森林整備地域活動支援交付金122万5,000円減額と緊急防災林整備事業補助金738万5,000円の減額は事業実施見込みの減によるもので、林道改良事業補助金は事業費確定により369万4,000円の減額でございます。

ひょうご放課後子どもプラン推進事業補助金は、利用者の減により19万円の減額でございます。

14ページ、教育統計調査委託金3,000円減額と全国消費実態調査市町交付金7,000円減額、土地利用規制等対策交付金7,000円増額は交付決定によるもので、河川クリーン作戦事業委託金10万円減額、県道等用地取得事務委託金77万7,000円減額は事業費確定によるものでございます。

財産収入の町有地売払収入は、寺前旧社協倉庫跡地の売り払い金923万7,000円増額と越知地区の県道改良に伴う電柱移設工事の補償費として180万円計上していましたが、今年度は実施しないため減額でございます。

土地開発事業特別会計繰入金の2,337万1,000円の減額は、しんこうタウン5区画分の売り上げ収入を計上していましたが、2区画の売り上げであったためでございます。

寺前地区振興基金特別会計繰入金は、寺前漁協から申請があり40万円の増額でございます。

財政調整基金繰入金の9,413万7,000円減額は、今回の補正での剰余金で、取り崩す予算額を減額するものでございます。

雑入の環境対策育林事業受入金267万円の減額は事業量減少によるもので、15ページ、消防団退職報償金739万5,000円の減額は退職者の減によるものでございます。雑入の雑入は、農業者年金業務委託料以下それぞれの実績見込みにより7万6,000円の減額でございます。

町債は、第2表で説明したとおりでございます。

歳出、16ページお願いします。時間外手当は衆議院議員総選挙や連携中枢都市圏事業等の業務増によって50万円の増額で、システム委託料は共済費の標準報酬制度に対応するため予算化していましたが、平成27年度で実施することになったため152万3,000円の減額でございます。地方バス等公共交通維持確保対策補助金は、補助対象経費が減額となったため14万9,000円の減額で、医師修学資金貸与金は2名予定が1名となったため240万円の減額でございます。

財産管理費の公共施設維持管理基金積立金は、寺前の旧社協倉庫跡地の売上金を基金に積み立てるもので、923万7,000円の増額で、コミュニティバス運行委託料は経費と収入の差額増分10万4,000円の増額、路線バスコミュニティ料金化事業負担金は利用者が少なかったため58万5,000円の減額でございます。

企画費につきましては、国の補正によるもので、地域住民生活緊急支援のための交付金として、地域消費喚起・生活支援型事業としてプレミアム商品券の発行事業とふるさと旅行券等発行補助事業を実施します。地域創生先行型では、ひと・まち・しごと創生事業のこれから5年間の計画であるかみかわ総合戦略と人口ビジョンを策定するための調査費用、かみかわ男女共同参画計画策定事業、町内出身者企業就職あっせん事業、観光資源を生かした雇用創出事業、子育て世代支援事業を実施していくため所要額を計上しています。

17ページ、ケーブルテレビ管理運営費では、旅費でNHKセンターへの研修に未参加であったため7万7,000円減額、機器保守委託料では機器を更新するため定期点検をしなかったことと24時間保守をしなかったため305万2,000円の減額、番組制作委託料は入札減によって636万1,000円の減額、インターネット回線使用料は4月から通信速度を増速する予定でしたが、インターネット機器交換が必要であり、9月実施となったため半年分、87万円の減額、自主放送自動送出装置リース料におきましてもハイビジョン化整備のおくれからリース開始時期がおくれ、187万6,000円の

減額でございます。工事請負費は、県道改良に伴う電柱移設工事が今年度実施されないため180万円の減額で、研修会等参加負担金は未参加であったため7万5,000円の減額、日本ケーブルテレビ連盟負担金についても加入しなかったため3万9,000円の減額でございます。

土地評価総合計画業務委託料は、当初予定していた南小田、上小田地区の地籍調査の登記データ更新が平成27年度となったため85万円の減額でございます。

教育統計調査費は、確定によって旅費2,000円と消耗品費1,000円の減額。

18ページ、全国消費実態調査費も確定によって報償費7,000円の減額。

国勢調査費は、時間外勤務手当の不足により需用費から1,000円の組み替えでございます。

社会福祉総務費の旅費1万円減額、需用費22万4,000円減額、役務費42万7,000円減額、委託料28万4,000円減額は、臨時給付金給付事業の確定によるものでございます。町社会福祉協議会補助金の93万6,000円の減額は、ボランティア事業助成金が社協に行ったので補助を減額するもので、臨時福祉給付金給付事業補助金の380万円減額は給付件数が見込みより少なかったことによるものでございます。国民健康保険事業特別会計繰出金の167万1,000円増額は財政安定化支援事業の確定によるもので、介護保険事業特別会計繰出金の156万7,000円増額は介護給付費の増額によるものでございます。

老人クラブ連合会補助金は会員数の増に伴い3,000円の増額、老人クラブ活動補助金は補助基準の減額により19万2,000円の減額で、白寿祝い金は予定者が2名亡くなりましたので、20万円の減額でございます。

心身障害者福祉費、報酬3万9,000円減額、旅費6,000円減額、郵便料1万1,000円増額は、認定審査会の実績見込みによるもので、委託料の障害者計画及び障害者福祉計画策定委託料45万4,000円減額は入札減によるもの、中播福祉会管理運営費等補助金92万7,000円減額は平成25年度負担金の精算による減額でございます。扶助費につきましては、障害者介護給付費以下それぞれの実績見込みによるもので、164万2,000円の増額でございます。

19ページ、後期高齢者医療費の療養給付費負担金262万7,000円減額と広域連合共通経費分賦金48万2,000円減額は、確定によるものでございます。

児童福祉総務費の子ども・子育て会議委員報酬33万6,000円減額と、一つ飛んで、子ども・子育て会議委員費用弁償4万8,000円減額は、会議の開催日程が見込みより少なかったことによるものでございます。職員手当1万2,000円減額、普通旅費1万円減額、需用費2万8,000円減額、郵便料2万2,000円減額、システム導入委託料4万9,000円減額、通行料及び駐車料5,000円減額、20ページ、子育て世帯臨時給付金給付事業補助金89万円減額は、子育て世帯臨時給付金事業が終了し、確定によるものでございます。ナースとお見合い大作戦inかみかわ実行委員会補助金は、集団

お見合いテレビ番組の招致を予定しておりましたが、今年度は開催されない予定ですので、500万円を減額します。子どもを健やかに生み育てる支援金25万円減額は、第3子の出生が見込みより少なかったためでございます。

児童措置費の児童手当382万円減額は、支給対象児童の減によるもので、私立保育所運営費委託料506万6,000円の減額は途中入所の児童が少なかったことによるもの、一時預かり事業補助金は基準額が53万円から大幅に引き上げられたことによって188万6,000円の増額、保育士等处遇改善臨時特例事業補助金は基準額の確定によって6万8,000円の減額でございます。

保健衛生総務費の賃金60万円減額は、嘱託職員の異動に伴うものでございます。

健康づくり対策費の記念品55万円減額はポイントカード事業の結果によるもので、医薬材料費333万円減額は子宮頸がんワクチン接種が勧奨の差し控えにより減ったことによるものでございます。委託料403万5,000円の減額は各種委託料の実績見込みによるもので、妊婦健診助成金14万円減額につきましても実績見込みによるものでございます。

保健衛生施設管理費は保健福祉センターの電気代不足によって15万円増額で、修繕費はトイレ換気扇とガスこんろの取りかえのため8万8,000円増額でございます。

中播北部行政事務組合の火葬場分は、燃料費と祭壇購入費に前年度繰越金を差し引きし、45万8,000円の減額となり、21ページ、クリーンセンター分は印刷製本費の増と前年度繰越金を差し引きし、484万9,000円の増額。

中播衛生施設事務組合負担金は、委託料の減額によって850万5,000円の減額でございます。

農業委員会費の旅費9,000円減額、消耗品3万3,000円増額、郵便料7,000円減額、一つ飛んで、通行料1万円減額は農業者年金事業の確定見込みによるもので、システム改修委託料は農業地図システム委託料で全国農業会議所から通知を受けて243万円の減額でございます。

シカ捕獲専任班支援事業委託料は、358頭の目標に対し312頭であったため、111万2,000円の減額で、町単独土地改良事業補助金は要望取り下げ等があり、427万7,000円の減額でございます。

地籍調査費につきまして、歳入で申しましたが、26年度県補助金を受け、繰り越して27年度で実施するもので、報償費以下各節の合計は2,900万円でございます。

22ページ、林業総務費の千ヶ峰・三国岳線工事費負担金800万円減額は事業量減少に伴うもので、需用費30万1,000円の減額は県緑税活用事業と森林管理100%事業の事業費縮小によって事務費も縮小するもので、施設管理業務委託料28万4,000円減額は林道草刈り等の事業費確定によるものでございます。工事請負費の林道補修工事請負費69万7,000円減額と林道改良工事請負費734万減額は、事業費確定によるものでございます。負担金、補助及び交付金の1,918万2,000円減額は、それ

それぞれの事業の実施見込み減によるものでございます。

水産振興費の寺前漁協補助金の40万円増額は、要請によるものでございます。

観光振興費の時間外勤務手当の60万円増額は、高原開発等業務量の増によるものでございます。

23ページ、土木総務費の旅費の5,000円減額と消耗品1万2,000円増額は、土地利用規制等対策事業補助金の精算をするための補正でございます。委託料は屋外広告調査委託料で、確定見込みのため60万円の減額。

道路橋梁補修工事請負費は上岩区要望の寺前停車場線の舗装修繕工事を電源立地地域対策事業で執行しているため1,500万円の減額で、支障物件移転補償費は移転費用が確定したため31万4,000円の減額でございます。

道路橋梁新設改良費では、町道改良事業の確定のため測量委託において281万6,000円減額、工事請負費で700万円の減額でございます。

河川費では、クリーン作戦で重機を使用しなかったため借り上げ料20万円の減額でございます。

住宅建設費ですが、地域優良住宅完了見込みで設計監理委託料は244万3,000円の減額、工事請負費は1,680万9,000円の減額でございます。

常備消防費では、姫路市消防局のCD-I1台とはしご車1台の購入精算によって60万5,000円減額。

非常備消防費の消防団退職報償金は、40歳以上団員64名を計上していましたが、退職予定者が48名となったため739万5,000円の減額でございます。

消防施設整備工事費は、野村分団、福本分団の器具庫、ホース塔の入札減によりまして144万4,000円の減額、防火水槽設置工事請負費は防火水槽3基の入札減によりまして180万3,000円の減額、町有自動車購入費は猪篠分団消防ポンプ自動車と貝野分団軽四積載車の入札減によって51万8,000円の減額でございます。

24ページ、教育費で事務局費の賃金と小学校管理費の賃金は、今後の勤務見込みによってそれぞれ140万円減額でございます。設計監理委託料の10万5,000円減額は入札減によるもので、工事請負費は寺前小学校屋内運動場非構造物耐震補強工事を小学校建設費の大規模改造工事とあわせて実施したため2,130万円の減額でございます。

要保護・準要保護児童扶助費は、年度当初40人であった認定者が世帯状況の変化によって29人となり、25万円の減額で、特別支援学級児童扶助費についても認定基準によって認定者が15人から7人に減ったため25万円の減額でございます。

引っ越し業務委託料は、入札不調によって事業の一部を平成27年度で行うため引っ越し業務も27年度実施となり、50万円の減額で、管理業務委託料においても執行額の減額によって97万2,000円の減額でございます。工事請負費につきましても工事の一部を平成27年度事業とするため、1,624万4,000円の減額でございます。

中学校管理費の賃金90万円減額は勤務状況見込みによるもので、要保護及び準要保

護生徒援助費 34 万円減額は認定者が 26 人から 24 人に減ったことによるもので、特別支援学級生徒援助費 16 万円減額も認定者が 8 人から 6 人に減ったことによるものでございます。

幼稚園の賃金 100 万円減額は、勤務状況見込みによるものでございます。

社会教育総務費の県派遣職員社会教育主事手当 4 万円増額は給与改定等によるもので、賃金 46 万 6,000 円増額は学童保育児童の増加による指導員の増加等のため、報償費の指導者謝礼 27 万円減額は人権学習で中学校の 1 学級が開催されなかったことによるものでございます。

25 ページ、自動車借り上げ料 7 万 9,000 円の減額は、校外学習の行き先が岡山であったためディーゼル規制がなく、町のバスを利用できたためでございます。

体育施設管理費は、プール使用料とプール水着売上金の減額による財源内訳の振り分けでございます。

学校給食費の光熱水費 55 万 3,000 円増額は電気代の不足によるもので、要保護及び準要保護児童生徒援助費の 50 万円減額と特別支援学級児童生徒援助費 53 万円減額は認定者の減によるものでございます。

公債費、元金の財源内訳の振りかえは、公営住宅の家賃収入の減によるものでございます。

26 ページ以降は給与費明細書を添付しています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 25 第 35 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 25、第 35 号議案、平成 26 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 35 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 26 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございまして、補正予算（第 3 号）以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、主なものとして国民健康保険税の決算見込みで 2,460 万 5,000 円の減額、国庫補助金のうち特別調整交付金 133 万 8,000 円の減額、療養給付費交付金 2,984 万 4,000 円の減額、共同事業交付金 2,788 万 6,000 円の増額、繰入金のうち財政安定化支援分として 167 万 1,000 円の増額でございます。

歳出では、主なものとして保険給付費の退職療養給付費2,200万円の減額、高額療養費のうち退職高額療養費800万円の減額、共同事業拠出金279万2,000円の増額、財政調整基金積立金111万2,000円の増額でございます。

これらによりまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,588万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,954万6,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細説明は住民生活課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。それでは、詳細を説明させていただきます。

このたびの補正の主な理由は、退職国保の退職療養給付費の2,200万円の減額が主なものでございまして、これは退職国保の被保険者数が当初見込みより減ったことと高額療養費が少なかったことが主な原因です。

以下決算見込みに基づいて各科目の補正を述べていきます。それでは、予算事項別明細書6ページをごらんになってください。歳入の部、1款国民健康保険税は、一般と退職の現年課税分の説明欄3項目、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について全て決算見込みによるもので、税合計で2,460万5,000円の減額。

3款国庫支出金、1項国庫負担金の2目高額医療費共同事業負担金は、歳出の共同事業拠出金算定額の確定により13万1,000円の増額。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金のうち特別調整交付金は、システム改修費の支払いが27年度になるため、26年度は133万8,000円の減額。

4款療養給付費交付金、1節の現年度分は、歳出の退職の療養給付費及び高額給付費の減少に伴い2,984万4,000円の減額。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金は、歳出の共同事業拠出金算定額の確定により13万1,000円の増額。

2項県補助金の2目国保育成指導費補助金は、同補助額の確定により8万円の増額。

7ページをお願いします。7ページの7款共同事業交付金、説明欄の高額医療費共同事業交付金は1,607万7,000円、保険財政共同安定化事業交付金1,180万9,000円の増は、いずれも決算見込みによる増額でございます。

9款繰入金の1項他会計繰入金の1目一般会計繰入金、4節財政安定化支援事業繰入金は、交付税措置による補助金確定による167万1,000円の増額であります。

8ページをお願いします。8ページ、歳出の部、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でレセプト件数増加による就業日数の増加等で5万2,000円の増額。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費は、医療費の減少に

伴い2,200万円の減額。

3目一般被保険者療養費の8万円の財源振替は、歳入の県補助金の育成指導補助金を充当したものです。

4目退職被保険者等療養費は、資格遡及者の現金給付の増加で15万6,000円の増額。

2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費は、退職被保険者の減による高額療養費800万円の減額。

7款共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金は、拠出金の確定により35万5,000円の増額。

2目保険財政共同安定化事業拠出金も拠出金の確定により243万7,000円の増額です。

9ページ、9款基金費の1目財政調整基金積立金は、共同事業交付金、保険基盤安定負担金が大幅にふえたため財政調整基金積立金111万2,000円の増額。

これらにより歳入歳出の補正額合計をそれぞれ2,588万8,000円の減額とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第26 第36号議案

○議長（安部 重助君） 日程第26、第36号議案、平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第36号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、第3号補正予算以降補正要因が生じたものについて補正をいたしております。

補正要因としましては、歳入において、1つ、介護保険料の増額、2つ、介護保険給付費の増額に伴う国、県等の交付金の増額、3つ、システム改修に係る国庫補助金の減額が主なものでございます。

次に、歳出においては、1つ、介護保険給付費の増額、2つ、システム改修費委託料の減額が主なものでございます。

これらによりまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,557万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,282万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては健康福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。第36号議案の詳細について御説明申し上げます。

事項別明細書以下で説明させていただきますので、6ページをごらんいただきたいと思います。1款1項1目第1号被保険者保険料266万円の増額でございます。増額要因は、当初見込んでおりました階層別の中で第1段階から第4の1段階の被保険者が少なく、基準額以上において多くなったことによるものでございます。

次に、4款1項1目介護給付費負担金現年度分462万7,000円の増額でございます。増額要因は、介護給付費の給付額の増額によるものでございます。過年度分は1,000円の減額をいたしております。

2項1目調整交付金現年度分100万7,000円の増額でございます。増額要因におきましては、介護給付額の増額によるものでございます。過年度分は1,000円の減額をいたしております。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業）分で過年度分の1,000円の減額でございます。

4目事業費補助金161万2,000円の減額でございます。法改正システム改修費の国における補助金の決定による減額でございます。

5款1項1目介護給付費交付金397万1,000円の増額でございます。これも介護給付費の29%で計算されております介護給付額の増額に伴うものでございます。

2目地域支援事業交付金過年度分は、1,000円の減額でございます。

6款1項1目介護給付費負担金現年度分486万1,000円も介護給付額の増額に伴うものでございます。なお、過年度分は1,000円の減額をいたしております。

7ページをお願いいたします。2項1目過年度分1,000円の減額でございます。

8款1項1目一般会計繰入金現年度分364万9,000円の増額。

2目一般会計繰入金は、事務費繰入金で208万円の減額、地域支援事業繰入金、介護予防事業、包括的支援事業・任意事業で2,000円の減額、それぞれ決算見込みによるものでございます。

2項1目介護基金繰入金849万5,000円の増額でございます。これは介護給付額の増額に伴うものでございます。

続きまして、歳出でございます。8ページをお願いいたします。1款1項1目資格業務管理費、役務費58万2,000円の減額、委託料221万円の減額は、法改正システム改修費でございます。決算見込みによる減額でございます。

4項1目認定調査等費につきましては、40万円の減額でございます。これにつきましても決算見込みにより主治医意見料を減額するものでございます。

5項1目運営協議会費50万円の減額です。介護保険事業計画策定委託料を減額するものでございます。

2款1項1目介護サービス給付費等諸費2,926万2,000円の増額でございます。施設介護サービス給付費で2,500万円の増額、地域密着型介護サービス給付費で426万2,000円の増額でございます。給付費全体で当初予算2.6%伸びでございます。決算見込みによるものでございます。

3款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費10万円の増額で、報償費6万6,000円の減額、需用費1万4,000円の減額、委託料18万円の増額でございます。決算見込みによるものでございます。

2目認知症高齢者見守り事業費10万円の減額で、報償費の減額でございます。決算見込みによるものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第27 第37号議案

○議長（安部 重助君） 日程第27、第37号議案、平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第37号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）でございます。第1号補正予算以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、土地の売り払い収入の減額をするものでありまして、事項別明細書の4ページのとおり、歳入で土地売り払い収入を2,337万1,000円減額し、歳出で貝野宅地造成事業費の繰出金を2,337万1,000円減額するものでありまして、当初予算では5区画の販売を予定していましたが、2区画の販売であったため、3区画分を減額するものであります。

これらにより歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,337万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,983万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 28 第 38 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 28、第 38 号議案、平成 26 年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 38 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 26 年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

補正の内容としましては、訪問看護事業に使用する車両購入の必要がなくなったため訪問看護用車両購入費 100 万円を減額しております。これに伴い予備費 100 万円を増額しています。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 29 第 39 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 29、第 39 号議案、平成 26 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 39 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 26 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 3 号）でございまして、補正予算（第 2 号）以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、使用料及び手数料は 648 万円の増額で、要因は建設残土等搬入量が当初見込みの 6,000 トンから年度末見込みで 1 万トンと見込まれるためです。

歳出では、委託料 100 万円の増額で、搬入量の増及び除雪業務の追加による管理業務の増のためです。使用料及び賃借料は 8 万 7,000 円の増額で、搬入量増に伴う住友石炭マテリアルズ株式会社の橋梁使用料の増であります。基金積立金は 585 万 8,000 円の増額で、搬入量による使用料増のうち余剰金額を積み立てるものでございます。公課費として平成 25 年度売り上げに係る消費税割が確定したため、46 万 5,000 円を減額いたします。

これらによりまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ648万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,860万2,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細説明を住民生活課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。それでは、詳細を説明させていただきます。

予算事項別明細書の4ページをごらんになってください。歳入では、1款使用料及び手数料で建設残土等の搬入量4,000トン増により648万円の増額です。

歳出は、5ページをお願いいたします。1款産業廃棄物処理事業費のうち13節委託料は、搬入残土増と除雪業務追加による100万円の増額。14節使用料及び賃借料は、住石マテリアルズ所有の橋梁使用料で搬入量増量4,000トンの1トン当たりの単価20円を乗じて消費税を加算した8万7,000円の増額。25節基金積立金は、使用料増額のうち剰余金相当額を積み立てるものであり、585万8,000円の増額。27節公課費は、平成25年度売り上げに係る消費税額が確定したため不用額となる46万5,000円を減額しています。

これらにより歳入歳出の補正額合計をそれぞれ648万円増額とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第30 第40号議案

○議長（安部 重助君） 日程第30、第40号議案、平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第40号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）でございまして、第1号補正予算以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容としましては、4ページの事項別明細書に記載していますが、歳入で寺前漁協及び各区からの申請により振興基金繰入金を2,720万8,000円増額し、また国債の譲渡益がふえたことから利子及び配当金を658万4,000円増額いたします。

その財源を歳出の振興基金費の積立金に658万4,000円増額いたします。また、地域振興費の負担金、補助及び積立金に寺前区の屋台蔵建設に伴うスポーツ・レクリエーション施設整備事業補助金として2,000万円を補助し、寺前漁協へは40万円を繰り出し、集落運営諸経費助成金として利息分680万8,000円を助成いたします。

これらにより歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,379万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,582万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明は終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第31 第41号議案

○議長（安部 重助君） 日程第31、第41号議案、平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第41号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）でございまして、第1号補正予算以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容としましては、4ページの事項別明細書に記載していますが、歳入で当初見込みより利息がふえたことから利子及び配当金を4万7,000円増額いたします。

その財源を歳出の振興基金費の積立金に4万7,000円増額いたします。

これらにより歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,180万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第32 第42号議案

○議長（安部 重助君） 日程第32、第42号議案、平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第42号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降に補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条、収益的収入、水道事業収益の第2項営業外収益で長期前受け金戻入の精算に伴い17万5,000円の減額。

収益的支出、水道事業費用の第1項営業費用で減価償却費の精算に伴い273万6,000円及び資産減耗費で固定資産の水道管布設がえ及び膜ろ過更新に伴う除去費で329万円の増額。第4項予備費で620万1,000円を減額して、200万円とし、水道事業収益及び費用をそれぞれ17万5,000円を減額し、総額を4億1,975万8,000円に補正するものであります。

以上、提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第33 第43号議案

○議長（安部 重助君） 日程第33、第43号議案、平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第43号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降に補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条、収益的収入、下水道事業収益の第2項営業外収益で長期前受け金戻入の精算に伴い98万5,000円の増額。

収益的支出、下水道事業費用の第1項営業費用で減価償却費の精算に伴い63万2,000円及び資産減耗費で固定資産の車両の除却に伴い5万9,000円の増額。第3項特別損失で固定資産除去損失30万3,000円の減額。第4項予備費で59万7,000円増額して984万3,000円とし、下水道事業収益及び費用をそれぞれ98万5,000円を増額し、総額を7億8,908万3,000円に補正するものであります。

以上が提案並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第34 第44号議案

○議長（安部 重助君） 日程第34、第44号議案、平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第44号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）でございます。補正の内容としましては、収入につきましては、県からの補助金といたしまして兵庫県において新たに看護職員復職支援研修助成事業が創設され、当院において復職支援セミナーを実施していることから今回県補助金44万円を増額しております。

支出につきましては、共済費において、職員の退職に伴います退職手当組合特別負担金300万円を増額しております。材料費において、整形外科治療に伴う高額な薬剤の購入量が増加したこと並びに昨年2月からの院外薬局への移行に伴い薬品購入量の減を見込んでおりましたが、当初の見込みより購入量が増加していることから薬品費3,076万3,000円を増額しております。また、経費におきまして昨年度末に病院ロータリー工事が完了したことにより本年度より構築物の減価償却費が発生いたします。これについて当初予算には計上しておりませんでしたので、このたび構築物減価償却費を212万6,000円増額しております。

最後に、大畑診療所費用の補正でございます。大畑診療所患者数の増加により薬品の使用量が増加しております。それに伴い薬品費3万5,000円を増額しております。

これらの費用の増額に対して、予備費を3,548万4,000円減額しております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は、3月4日午前9時再開といたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後3時27分延会
